

第百四十二回国参議院財政・金融委員会會議録第二号

平成十年一月三十日(金曜日)
午後零時三十分開会

委員の異動

一月二十九日

辞任

峰崎 直樹君

補欠選任

角田 義一君

出席者は左のとおり。

委員長

石川 弘君

理事

岡 利定君

河本 英典君

横崎 泰昌君

久保 亘君

益田 洋介君

委員

大河原太一郎君

片山虎之助君

金田 勝年君

野村 五男君

林 芳正君

松浦 孝治君

伊藤 基隆君

今泉 昭君

角田 義一君

牛嶋 正君

志苦 裕君

三重野栄子君

笠井 亮君

星野 明市君

菅川 健二君

国務大臣

内閣総理大臣
大蔵大臣

橋本龍太郎君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房金

融検査部長

大蔵大臣官房総

務審議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

国税庁次長

国税庁課税部長

事務局側

常任委員会専門

員

経済企画庁調整

局財政金融課長

経済企画庁調査

局内国調査第一

課長

参考人

日本銀行総裁

松下 康雄君

塩崎 恭久君

武藤 敏郎君

原口 恒和君

溝口善兵衛君

藤井 秀人君

薄井 信明君

長野 鹿士君

山口 公生君

船橋 晴雄君

乾 文男君

小林 正二君

奥田 宗久君

古川 彰君

説明員

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置

法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委

員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠

として角田義一君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 参考人の出席要求に関する

件についてお諮りいたします。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置

法案の審査のため、本日の委員会に参考人として

日本銀行総裁松下康雄君の出席を求めたいと存じ

ますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(石川弘君) 平成十年分所得税の特別減

税のための臨時措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本内閣

総理大臣・大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました平成十年分所得税の特別減税のための臨時

措置法案の提案の理由及びその内容を御説明申し

上げます。

政府は、当面の金融・経済情勢に対応するた

め、平成十年分の所得税について特別減税を実施

することとし、本法律案を提出した次第でありま

す。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

し上げます。

この特別減税は、平成十年分の所得税につい

て、定額による特別減税を実施することとしてお

ります。この特別減税の額は、本人について一万

八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人につ

いて九千円の合計額としております。ただし、そ

の合計額がその者の特別減税前の所得税額を超え

る場合には、その所得税額を限度としておりま

す。

この特別減税の具体的な実施方法に関しまして

は、給与所得者については、平成十年二月一日以

後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴

収税額から特別減税額を控除し、控除し切れない

部分の金額は以後に支払われる主たる給与等に対

する源泉徴収税額から順次控除することにより実

施することとしております。最終的には平成十年

分の年末調整の際に年税額から特別減税額を控除

することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等

の特別減税に準じた方法により実施することとし、

最終的には来年度の確定申告の際に特別減税の

額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、原則として、

平成十年分の所得税として最初に納付する平成十

年七月の予定納税額から特別減税額を控除し、控

除し切れない部分の金額は第二期の予定納税額か

ら控除することにより実施することとしておりま

す。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終

的には来年度の確定申告の際に特別減税の額を精算

することとしております。

以上が平成十年分所得税の特別減税のための臨

時措置法案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ

いますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) 以上で本案の趣旨説明の聴

取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金田勝年君 自由民主党の金田でございます。

去る一月二十六日に大蔵省金融検査部の検査官

に対します接点で金融検査部の幹部二人が逮捕

されましたこと、また、それに先立ちまして元

大蔵省の日本道路公団理事が逮捕されましたこ

と、さらに、一昨日でございますが、銀行局の幹

部の金融取引管理官の方が自殺されましたこと、

まことに残念なことでありました。そういう経緯

ものになるのか、簡単に御説明をお願いしたいと存じます。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のように、平成七年、八年の特別減税と違ひまして、六月に実施するということではなく、この二月から源泉徴収義務者において措置していただく、これによって四千七百万人のサラリーマンの減税が始まるということでございますので、タイミングの面からしても、また金額的には平成七、八年と同様の二兆円でございますので、それにも増しての効果が期待されると思っております。

○金田勝年君 そしてまた、特別減税の効果をいろいろと考えました場合に、これまでの衆議院の議論等を振り返って見ますと、恒久減税化をすべきではないかという議論が幾つか見られたわけでありました。本年度限りであるとして、今後の減税の打ち切り、あるいはまたもとに戻るときにどうなるかを考えて減税分が消費に回らずにたンス貯金に回ってしまうのではないかとといったような心配も議論の中であつたように思います。その点についてはどういうふうに考えておられるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 経済対策、短期の景気対策として財政・金融両面において何をやるかという点に關しては総合的に、平成十年度予算なり今回御審議をお願いしている金融各面の措置によって政府経済見通しで予定しているような経済を実現していくということを考えているわけでございます。

一方、税についての御質問でございますが、税制は本来制度でございます。所得税であるならば階層別の負担がどうあるべきかということと恒久的なものとして考えていく、これが恒久的な税制のあり方の議論であらうと思ひます。

今回の二兆円減税は、その点を離れて短期の景気対策として措置させていただいてあるということでございます。短期の景気対策であるならば、これを恒久的にするということは矛盾があるわけでございます。平成七年、八年も単年度でやら

せていただきました。ただ、これだけを取り上げて継続した方がより景気対策として効果があるのではないかと云われれば、心理的な面を考えればそうかもしれません。しかし、税制として恒久的に措置してしまふということは恒久的な財源の問題も出てきますし、負担のあり方を議論した上で措置すべき問題であつて、今回の措置とは分野が違ふというふうにして思ひます。

○金田勝年君 恒久化を考へる場合にはいろいろと検討しなければいけないことがあるというふうにお答えになったように聞かせるのでございすが、所得課税の減税につきまして、財源あるいは所得課税の税負担といひますか、そういったことも考へていく必要があるというふうなお話かなと思ふのでございします。

政府としては所得課税の税負担というものがどういふふうな水準というか、どういふふうな状況にあるというふうな考へておられるのか、やはり恒久減税を議論するときの考へる視点としてちよつとお考へを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(薄井信明君) 先ほどの答弁の中で申し上げた経済対策、景気対策としての税制の位置づけと違つて、今の御質問は制度としての個人所得課税のあり方という御質問だと思ひます。この点につきましては二つ三つの見るべき点があると思ひますが、一つは全体の税負担率でございます。二つ目は、二つ目にはその中個人所得に對してどれだけの負担を現在求めているかということ、それから三つ目には個人所得課税の分野の中で所得階層別にどういふ負担関係になっているか、こゝういった三つの面を考へていかなければならないと思ひます。

この点において、現在の日本の所得税と個人住民税、国と地方と一緒にして気がつくところを申し上げてみますと、まず租税負担率はアメリカと並んで先進諸国の中では極めて低い、ヨーロッパの水準に比べるとかなり低い水準にありますので、租税負担率を引き下げていくという方向は將來を考へるときに問題が多いのではないかと思ひ

ます。

また二つ目には、同じ税収全体の中で間接税だとかあるいは資産に對する課税だとか、そういう税体系論として考へたときに、我が国の個人所得課税はこれも世の中で言われているよりは低いというふうに見ております。アメリカにおいては当然のことながら個人所得課税が非常に大きいですが、ヨーロッパにおきましても消費税が多い上に個人所得課税はかなりのウェイトを占めてゐる。それに比べると日本は消費課税が低い上に個人所得課税のウェイトが低い状況にあります。

第三番目に、じゃ所得税の中での負担関係がどうかということになりますと、累次の税調客申でも触れられておりますが、欧米諸国に比べて最高税率が高い、国、地方を合せて六五%というの

はかなり高いという指摘をいただいております。これは財源をどこで見つけるかという国民的な議論をしていただいた上で下げていくのが方向かと思つております。一方、課税最低限は世界に比べて非常に高い。これまでのいろいろなプロセ

スの結果としてあるわけで、これを批評するわけではございませんが、中低所得者において所得課税はかなり低いというふうに見られます。アメリカと比較しますと、通常のサラリーマンですと大体アメリカの所得税の半分以下ではないかなと思つております。

○金田勝年君 時間の関係もありますので特別減税に話を戻します。先ほど特別減税の効果は平成七、八年の同額の効果よりも大きいというふうに答弁されておられたわけですが、その効果をできるだけ早期に発揮するといふ意味で、この法案にありますが、二月一日施行、急いで措置をする必要があるというところになるわけでございますが、法案が成立しました際には執行面での対応というのが十分になされたのかどうか。特別減税の効果を最大限に発揮させるためという見地で考へますと、やっぱり納税者に減税額が具体的にわかるような工夫というものも必要なのではないかと。どういふ工

夫を講じておられるのか、それから源泉徴収義務者の方々が十分にそうした円滑な実施に向けての準備、今回の措置の内容の把握というものが既にきちつと行われているのか、そういうことが非常に重要なポイントであるかなと、こう思ふわけですね。

例えば、今回の減税額が幾らになるのか。これは例えば夫婦子供二人の場合でございますが、国税、地方税を合せて六万五千円になるということも、やっぱり国税と地方税、あるいは事業所得者と給与所得者でタイミングが違ふわけでございしますから、きちつとこういうこともPRを事前に重ねて、そういうPRというのが非常に重要なことではないかなと、こういうことも考へるんですね。

○政府委員(薄井信明君) 二つの御質問がありました。最初に納税者がどういふ形で具体的減税額を知り得るかという関係でございますので、この点については私から答弁いたします。二つ目の御質問につきましては国税庁から答弁してもらいます。

納税者に減税額が具体的にわかるように給与等の支払い明細書あるいは源泉徴収票に実際に控除した特別減税額の金額を記載させることとする予定でございます。

なお、この点に關して、從來から小切手で払つたらいいじゃないかというふうな御質問等もいただいておりますが、現在の日本の所得税制、四千七百万人を超えるサラリーマンについて源泉徴収義務者を通じて税金を今集めているというこの仕組みからして小切手方式がとれないということもあわせて申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(乾文男君) 特別減税の執行面の問題につきましてお答えいたします。今回の特別減税につきましては、昨年の十二月十七日に総理から御指示をいただきました。そして、二月一日からの実施ということでございます。実施までの期間が極めて短く、しかもこの時

期が確定申告期という税務署の非常に忙しい時期に重なるということがございますけれども、国税庁といたしましては、今回の特別減税の緊要性にかんがみまして、その早急かつ円滑な実施のために最大限の努力をしているところでございます。

今お話がございましたように、二月一日からの給与所得者、年金受給者の実施ということでございます。給与所得者、四千七百万人いらっしゃいますけれども、その減税事務は全国の四百万の源泉徴収義務者にやっていただくわけでございまして、国税庁といたしましては、この四百万の源泉徴収義務者の方々に対しまして、既に減税の内容や具体的な実施手続等につきまして前広に広報活動を行っているところでございます。具体的にインターネットを通じて広報を行っておりますし、また源泉徴収義務者の方々に直接減税の具体的な手続を記載いたしましたパンフレットを既にお送りしたところでございます。また、個別の源泉徴収義務者からの照会もございまして、これにも丁寧にお答えをしているところでございます。

こうしたいろいろな施策に万全を期しまして、二月一日から実施されます特別減税が円滑に実施されますよう最大の努力を引き続き行っておりたいと考えております。

○金田勝年君 きょうも委員会が分かれて審議をしているこの税法は関係する税法と法案は三本あるわけでございます。要するに、減税を受ける側というのは合わせてどのぐらいのものなのかというところを、国税は国税サイド、地方税は地方税サイドだけでそういうことがPRされたりすると、タイミングが違ったりしますと非常にわかりにくいので、二兆円減税、自分のところにはどのぐらいあるんだろかということがやっぱり国民の皆さんにきちりわかるような、そういう意味ある広報というものをぜひ心がけていただきたい。夫婦子供二人で六万五千という数字になるわけでございますが、そういうふうなことがやはり消費の意欲、あるいはそういう行動につなが

ていくのではないかなというふうに思うものですからそういうふうに申し上げさせていただきます。

また、これは質問ではありませんが、特別減税の恩恵をこうむらない方々もいらっしゃるんですよ。そういう方々に対しましては、例えば去年の暮れの補正予算、今、審議中でございますけれども、その中に臨時福祉特別給付金というものが計上して実施する。私の調べでは約千五百三十億円、その程度計上されていると思いますが、そういうこともやはりあわせて広報に努めていただいているんじゃないかと。ですから、政府がいろんな角度から一生懸命やっているのあれば一生懸命やっていることをできるだけ多く省庁の垣根を超えてPRをして国民を安心させていたいただきたい。今の景気の中で非常に重要なものは、不透明感、不安感というものがやはり少しでも和らぐというところも重要じゃないかと。広報、PRの重要性を重ねてお願いしたいと思います。

それから続きまして、いずれにしても税制面からの景気対策というものを考える場合には、この特別減税も重要なものでございまして、十年度の税制改正というものをあわせて考えていく必要がある、こういうふうなふうに思っております。しかし、きょうはその法案の審議ではありません。またいざ本予算の審議等、十年度の税制改正の審議のお時間をいただけたらと思いますのでそのときにまた改めて質問させていただきたいと思うんですが、やはり十年度の税制改正は経済活性化というところをいかに、私自身も自民党税制調査会で白熱した議論を何度も重ねてかなり強く主張してきたことが幾つか十年度の税制改正には盛り込まれている、そういう自負を持つものであります。

要は、経済構造の改革に資するような制度改正、あるいはそれが結局経済の活性化につながるのだ、当面の景気対策にもなるのだというふうな思いで準備をしている法案というものがあられるわけでございます。本日のおれではないので簡単に

同うにとどめますが、法人税制の改革、金融関係税制の改革、土地税制面の改革、この三本柱でかなりのところをこしはやっておるといふふうに私も受けとめております。そういうことについてもやはり前広にわかりやすく説明をしていく努力をこれから重ねていただきたい、こう思うわけでありまして。

そういう観点から質問させていただきたいのでございますが、法人税制改革につきましては、法人税の税率を三七・五から三四・五というふうな下げ、あるいはそれだけではなくて中小法人とか公益法人、協同組合等も含んだところで法人税の税率引き下げを行う、そういう案になっているわけですね。それから、金融関係の税制につきましても、有価証券取引税、取引所税を半減させる、またその次の段階についても示しております。それから、土地税制につきましても、土地譲渡益課税の大幅な見直しやあるいは地価税の凍結、土地の流動化あるいは景気対策として資するような形で見直しが行われている。

時間の関係で詳しくは申し上げられませんが、そういう内容あるいは意義につきまして改めて伺っておきたい、こういうふうなふうに思っております。

○政府委員(薄井信明君) 経済社会が大きく今変わろうとしております。また、政府としましては幾つかの改革を今進めているわけでございまして、例えば経済構造改革、金融システムの安定化、さらには財政構造改革等々の事項を進めております。そういう際にもどうして税制は税制が関連してまいらなければならない、そういう意味では税制改革というまたたいた言いはしておりますが、すべての分野にわたってそうした改革の足を引っ張らないよう、一方で財政構造改革と調和をとれるようということで平成十年度の税制改正を行っているわけでございまして、これらの内容につきましては後日御審議賜りたいと思っております。

端的に申し上げまして、まず法人税制改革でございまして、公正中立かつ透明性の高い法人税制ということがこれから求められていると思えます。新規産業の創設とか企業活力の発揮といったようなことを目指しまして、課税ベースを適正化しつつ税率を引き下げていきたいということが内容となっております。

それから二つ目の金融関係税制でございまして、金融システム改革はいわゆるビッグバンの一環として続々とこれから出てくるわけでございまして、税制面での対応が求められるとこれは意味がなくなってしまうと思います。そういう意味で、税制面での対応を去年の秋から始めておりますが、御指摘のように、今年度の十年度改正におきましては、有価証券取引税等の税率の軽減、それからストックオプションとか銀行持ち株会社等々、あるいは金融新商品に对应できる税制というところを考へての税制改正となっております。

最後に土地税制でございまして、土地税制につきましては沿革がございまして、最近における地価の状況等総合的な面を勘案いたしまして、地価税について停止する、あるいは譲渡益課税について追加分を廃止するもの、あるいは適用を一時中断するもの等々総合的な対応を考へております。

そういう直接的な税制とはまた別に不動産の証券化等が必要になってくるであろうということ、いわゆるSPC、特定目的会社というものを動かしていくためには税制で対応しないといふことは動きませんので、そういった面でも対応していきたいと思っております。

こういったことによつて景気全体に好影響を与えることになろうかと思っております。

○金田勝年君 今、主税局長から答弁のありました内容につきましてはまた機会を改めていろいろ議論させていただきたい、このように思うのでございます。

いずれにしても、税制だけを見ましても特別減税、そして平成十年度の数多くの税制改正の中身、そういったもの、あるいは昨年十一月、十

二月からのさまざまな政府としての施策、いろいろございます。それから、衆議院からこちらに送られてまいりました九年度の補正予算、これは私の地元の秋田にも非常に重要な一・五兆円のゼロ国債の確保ということもあります。同時に約一兆円の災害やウルグアイ・ラウンド対策といったような公共事業の追加といった内容も入っております。補正予算、それから金融システム安定化のための法案が今衆議院にかかっておりますが、そういう措置、そういったようなものが次々と決定されてきておるわけですね。そういう状況の中で、またあるいは自民党では資産の再評価を前向きに検討するということで今その実行に向けて努力をしておる。私は、今までの経済政策を過去いろいろと振り返って考えてみまして、これほど数多くの努力をしておる時期というのはかつてあったのだろうか、正直言いましてそういうふうに思っております。次第であります。

これは今の株式相場で見ますと、非常にジグザグしたというかびくびくしたような市場の水準になっておるんですけれども、昨日の終わり値で見ますと日経平均株価で一万七千四百円ということに戻しておるんですね。このところ、こういう政策の決定に対してはやはり市場の一定の好感というものが出ているのではないかなというふうにも見受けられるわけがあります。そうはいいまして、一方で個人とか企業、特に中小企業の方々の景況感というものは依然不透明感や不安感というものは存在しておると、これもかなり厳しいものがあるのも事実であります。

そういうことを考えますと、今この時期というもの、総理も、後で御決意を伺いたいのでございしますが、六次改革ということで一生懸命に取り組んでおられるその改革というのは、我が国が過去五十年間いろいろな側面で制度疲労を起こした制度というものが至るところにある、経済も行政組織も政治の組織もすべて、そういうものを常に改めることなしには前に進むことはできないのでありまして、そういう中長期的な制度の五十年に一

遍の見直しをしなければいけない時期に今ぶつかってあって、それもしつかりと課題として受けとめつつ現在の景況の状況にも配慮していくあらゆる手段を講じていかなければならないというのが今の我が国の置かれた現状ではないかと。そういう中で、当面の対策だけをするのであればそれはいろいろ言えるかもしれませんが、両方をしっかりとやるということが一番大事であるというふうに私は考えます。それから、それをぜひ橋本総理のリーダーシップでもって、よく言われますけれども、夜明けの直前が一番暗いといふときもあります。ただ暗いかどうかはわかりませんが、明るい夜明けをどうか橋本総理の今までの御努力の延長で、リーダーシップでもって明るい本当に安心できる夜明けを、そして二十一世紀にふさわしい力強い足取りを取り戻していただきたい、心からそう思うわけでございまして、我々も総理とともにあらん限りの努力をしてみたいというふうなふうに思っております。一人でありまして、ということ、最後に一言総理の御決意を伺いまして私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 激励をいただきましたことにはお礼を申し上げますけれども、同時にその責任の重さをいよいよ感じざるを得ません。そして今、我が国自身、本日もう参議院の財政・金融委員会に大変な御苦勞をいたしておりますけれども、これによりまして明後日から減税が施行できるかどうかということにかかると、大事な御審議でありますだけに、本当にこうした時間設定に対して党派を超えてお礼を申し上げます。

同時に、補正予算、また次年度予算、それに関連する税制改正等、できるだけ早くこれが市場に届けられることにより、その賛否は別としても、いずれにしても引き続きの対策がきちんとして行われていくことが何としても大事な時期でありますだけに、国会に心から御協力をお願い申し上げます。ればなりません。

同時に、先日來の不祥事の中で傷つきました大蔵省の金融検査というものがこれ以上金融に対する不安に拍車をかけることのないように省内の改めでの調査もきちんとしてもらわなければなりませんし、捜査の結果を待ちまして、それぞれの責任者がきちんとした国民の目に見て信頼を取り戻す努力をしているとわかっていただけるような対応も必要になるかと思ひます。同時に、そうした状況をわねのけて、これらの諸君に全力を挙げ職務に取り組んでもらわなければなりません。もとより、私もその責任に任じて全力を尽くしてまいります。

このところ多少ずつアジアの金融情勢もIMF等の努力、さらには債権を有する民間金融機関との話し合い、そうしたものの積み重ねの中から少しずつ安定の方向も見え始めております。こうした中におきまして、我が国の金融システムが安定し景気が回復に向かうこと、これが今私どもに課せられた責務でありますだけに、自分の力のある限りを尽くしてまいりたい、そう考えておりますし、院の御協力をも心からお願ひ申し上げます。

○金田勝年君 以上で終わります。

○今泉昭君 民友連の今泉でございます。先ほどの本会議におきまして、大臣の趣旨説明に対しては私に質問を行いましたが、まだ幾つかの点についてお聞きしたいと思ひますので引き続き質問をさせていただきますと思ひます。

その前に、実は本会議の各党の質問の中にもございまして、金融不祥事に対する大変な疑念につきまして、あるいはまた考え方を表明した上で、あるいはまた考え方を表明されたものでございましては触れないことにはいたしませんけれども、ただこの金融問題と景気の問題、そしてそれらに関する法律の国会における論議がどうなるかということにつきまして、金融不祥事に絡みまして国民が今大変な実心を持って見ているわけでございまして、そういう中にあるわけでございまして、この重要な法案がこ

の委員会で審議されるときに、実は担当所管の大蔵大臣が決まらないうちに総理大臣がこれを兼任されているという実態、私は橋本総理大臣の姿を見ておると大変お気の毒に思ふわけであります。この仕事の重大さというのは、二つを兼任できるような軽い職務、そういう問題ではないだろうと思ふわけでございまして。そういう意味では、橋本総理大臣の活躍を見ておりますとちょっとお気の毒な面がございますけれども、この問題は一にかかって大蔵大臣をいまだに決めていない政府・与党の大変な責任じゃないかと思っております。そういう意味で、まず冒頭に大変遺憾だということを示し上げていただきたいというふうに思ふわけでございまして。

さて、本題に入りますけれども、今回の法案によりまして、この二兆円減税を行う理由について少し細かくお尋ねを申し上げたいと思ふわけでございまして。

実は、私は昨年の臨時国会におきまして、行革・税制特別委員会に所属しておりました、その場で総理大臣はもとより大蔵大臣に對しまして、現今の景気の問題に関連をいたしまして、そのときに上程されました財政構造改革法案との関連でしつこいほど質問をしたつもりでございまして。その際に総理大臣は、とにかく財政構造改革は喫緊の課題であるし、後世にこのツケを残すことは避けたい、だからまずこの財政改革をやらなきゃならないんだということを口を酸っぱくしておっしゃいました。私の方からは、財政構造改革は中長期的な課題であるし、年次を追ってそれぞれ取り組んでいくべきことであるが、当面我が国が直面しているこの景気の問題、生活不安という問題は中長期的な問題じゃない、当面の課題であるからと。中長期的な課題に取り組まなきゃならないから今それに手をつけるわけにはいかないという答えがあったと確信をしております。したがって、答弁の中には、現在の景気は悪くはない、景気回復のテンポはやや緩んではいけないけれども決して景

気は悪くないということをはっきりとおっしゃってまいりました。

そういう中におきまして、今回この減税をええ短い期間で緊急に行おうというような形で提案されてきたわけでございましてけれども、その理由としまして、一つは我が国が世界に対する不況の輸出国であつてはならない、そしてまた財政構造改革というのは長期的な課題であるからこれは財政支出をするのは矛盾しないというようなや前回の話とは違つた、トーンが変わつた形での話がかへてまいりました。

したがういふ、まず何でこの時期に減税をしようという決断をされたのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、金田議員からも同様の御質問をいただき、誠に誠意お答えを申し上げたつもりでありますけれども、同様の御質問を再びお願いいたしました。

そして、確かに財政法の論議の中におきまして議員から御指摘のような御意見があり、その中で求められました幾つかの問題につきまして、私はなかなかそれは難しいというお答えをしたことを記憶いたしております。その上で、繰り返しになることはお許しをいただきますけれども、まさに十一月のAPECの時点におきまして、ちょうどAPECの非公式首脳会合の時点におきまして、ちょうど出発する直前に山一証券の破綻が表面化をし、そしてこれに對し海外の営業活動を通じて山一証券にみづからの資産運用をゆだねておられた方々には相当な不安が生じておりました。

そしてその際、既に日銀特融によりましてその処理を行う、これは海外におきましてもその海外に對して円貨をそれぞれの国の通貨にかえ投資家の保護をするという考え方を決めて会議に臨みまして、非公式首脳会合の中を細かく申し上げることはできませんけれども、そうした説明を内外にいたすことにより、その時点で日本に對してそれ以上の問題というものはなかったわけでありまして、拓銀は既に海外から撤退をいたしております。

ましたので、これは問題にはなつてまいりませんでした。

そしてむしろ、例えばメキシコにおける金融危機が発生をいたしましたときにどういう対応策をとったか。APECの仲間でありましてメキシコの大統領からそういった御説明もあり、そうした中でシンガポールのゴ・チョクトン首相から提起をされ、クリントン大統領と私がそれを受けとめる形になりましたけれども、いわゆる先進七カ国と現在問題を抱えつづける、あるいはそれにかわり得る立場の通貨当局者の会合あるいは大蔵大臣たちの会合、そういうものの必要性が提起をされ合意をし、そのG7は間もなく開かれようといひたしております。しかし、各国の認識はそういう状況であり、IMFとの合意を待たなくても金融支援が受けられると考へておられる国も存在をしておるような状況でありました。

しかし、ASEANプラス1、プラス3の十二月のクアラルンプールの会合になりましたとき、特にASEANの首脳たちの事態に對する認識は大きく変化をいたしておりました。そしてその中で、特にASEANプラス1会合におきましては非常に率直な意見交換を行うことになりました、その中で出てまいりましたいわゆるカリの群れの一番先頭を飛ぶ日本という位置づけの中で、日本が元氣を出してもらいたい、シンボリックな行動をとってもらいたい、そうした論議の中から私は何が効果的かを考へ、その上で特別減税を行う決断をいたしました。

これは繰り返し御説明を申し上げてきたことをなぞるような形になりますけれども、事実関係として改めて申し上げます。

○今泉昭君 確かに自民党の先生の御質問とダブルのような形で私お聞きしましたけれども、私の質問の中心は実はこのような気持ちからお聞きをしてるわけでございます。今、総理大臣が言われたようなことを何度もお聞きしております。ただ、現在の我が国の不況を考へてみた場合、金融の混乱、

不安ということでもって不況が大変大きくなるといふところに焦点を置くのか、それではなくして我が国の経済構造の中で消費の減退というものが現在の景気不況の中心になっているのかどうかというところによつて相当これは受けとめ方が違ふと思うわけでありまして。

去年の場合の政府側の答弁は、消費は健在だ、投資も健在だといふことを言ひ続けてきたわけですが、もしそうだとするならば、金融政策一本で十分の手当てをすればその不安はなくなつたはずでございまして。そういうところを私は特に申し上げたいわけでございます。しかも今回の減税の二兆円というものがそれだけの大きな我が国の経済不況あるいは経済停滞というものを根本から直すような、あるいは刺激剤になるかどうかという大変疑問な点があるわけでございます。ただ単に一般的に言われてゐる国民の皆さん方からの声を頭にするような形で出されてゐるような効果しかないのではないかと心配が大変強いわけでございます。そういう意味では質問を申し上げていたわけでございます。

特に、それに関連して私はお聞きしたいわけでございますが、十二月二十七日の新聞でしたか、経済企画庁次官のこのような記者会見が実は発表されております。「企画庁次官、反省の弁」ということでございまして。これによりまして、要するに景気判断を甘く見ていたという内容でございまして、具体的にちよつと読み上げますと、こういうことを言っております。「消費税率引き上げ前後の個人消費の動向と金融問題についての見方が十分でなかった」、「こういうことをはっきり言つていたわけでございます。いかに判断のミスがあったかといふことを言つてゐるわけでありまして。

ところが、昨年の暮れの行幸・税制特別委員会の中で尾身企画庁長官は、新しい経済対策を打つて、これは私が自分で数字をいじくつて自分でつくり上げた経済政策だ、だから新年になれば間違ひなく景気はよくなりますといふことを胸を張つ

てどこの委員会でもテープレコーダーみたいにして言われたわけですか。ところが、現在の姿はどうですか。誰が見てもその効果は一つも出ておりませんよ。恐らくこれは当局が全部資料をそろえて書かせたんでしょうけれども、こういう間違つた判断をされたわけでありまして、その結果がこう出ているわけでありまして。これは明らかに責任問題につながつてもいい問題じゃないかと私は思ふわけでありまして。

そういう意味で、この二兆円の減税も同じような形で景気にある程度の刺激を与えられるといふふうにかへていらつしやるとするならば、事務当局の方においては、この二兆円減税というのがどの程度の景気刺激になるのか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(奥田久君) 御説明申し上げます。

政府といたしましては、二兆円の特別減税を含む予算・税制面の措置や金融システム安定化のための三十兆円の公的資金の活用など、財政・金融両面にわたるさまざまな措置を講ずることとしております。こうしたさまざまな取り組みのすべてが相乗効果を持ちまして消費者や企業のマインドを好転させることをめざしております。

このような状況におきましては、特別減税は景気に効果的に作用し、我が国経済は回復軌道に復帰してくるものと見込まれます。

○今泉昭君 まあ官僚の優等生の答弁なのかもしれないが、実はそんなことを聞いてだれも信用しませんよ。

既に新聞の報道によりますと、これは日本経済研究センターの発表によりますと、大体一三三三期の我が国の実質国民総生産は前期に比べまして〇・四％減だと、年率換算で言つて七％のマイナス成長になってゐる、年間を通じてことしは、年率で言つて政府が予測をしてゐた一・九％を大きく下回るだけではないか、マイナス成長がほぼ確定になつてゐるといふ報道がある。しかも、各種研究機関の成長予測を見てみますと、ほとんどが一％を割つて、プラスであつてもせいぜい〇・

二%か〇・三%の状態なのであります。企画庁が計算している減税効果にいたしましても、その効果は経済成長に対してわずか〇・二%程度の効果しかないと言っているわけなんです。

さらに、これまでのいろいろな会議における答弁をいただいておりますと、在来型の減税とか在来型の景気刺激というものは我が国の経済政策に合わない、そういうやり方はやらない、むしろ中心は財政構造改革と規制緩和なんだというように、私どもは過去の臨時国会で嫌というほど聞いてきているわけでありまして、にもかかわらず、このわずかばかりの二兆円減税をなさった。これは何か形だけのものをやったというふうにか見えないわけでありまして。

そこで、財政構造改革の長期的な方針に大きく反するということは経済政策を根本的に転換しなされるべきでないということとを避けるためにこういう糊塗的な手段をとっているのかどうかという疑問をどうしても抱きたくなるわけでありまして。ところが、あの財政構造改革なる法律は十年度からでございまして、少なくともこの補正予算は九年度の補正予算でございまして、もしあの財政構造改革法に反するとかあれに触れるからというところであるならば、これは全く関係のない景気刺激策を打ってしかるべきじゃないかと思うわけです。どうせならば、わずか二兆円なんてけちなことを言わないで、はっきりと形が出てくるような減税政策を打っていくべきじゃないかと思うんですが、どうもそこそこが中途半端な感じが否めないわけでありまして。

去年の当初予算のときにも二兆円減税というものをやっていただけであつたらうかもしれませんが、今この時期に二兆円減税を、私どもは減税は大変ありがたいことですから大小にかかわらず反対するものではございませんけれども、もっとも切った対策を打たなければ、とにかく消費マインド、見通しを明るくしようということとを盛んに当局は言われますけれども、この程度のもので見通しなんかだれも明るいと思つて

いませんよ。いろいろな調査を見ても、減税があつても使うかどうか、半分以上は使わないというふうな状態でしょう。なぜか。雇用が不安だ、雇用がどうなるかわからないような状況において、いつ首切りになるかわからないときに減税をやつたからといって全部使いませんよ。みんな恐らく郵便局に行つちゃうでしょう。

そうであるとするならば、減税と公共投資を思い切つてやる、それくらい意気込みがなければ、口で言っている日本から海外に不況を輸出しないというものは裏腹に、私は当分大変厳しい状況を続けていかなきゃならないと思うわけでございます。

そういう意味では、これだけの減税では大変物足りなく心配に思うわけでございます、その点につきまして所感を聞きたいと思つて、

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は今、議員の御意見をじつと拝聴しながら、さまざま意味で考えさせられております。

確かに我々は消費税率の二%引き上げ、殊に私自身、衆議院選の際に国民に訴えて歩き、そのうちの二%は地方の財源でありますということまで申し上げ、選挙戦を戦いました。

そして、その時点において消費税率の引き上げを決定しておりましたけれども、一―三月における駆け込み需要が私どもの予測を上回つていたこと、その結果として四月以降の反動減が予想より大きかつたこと、こうした点は既に私共の答弁の中でもそういう見通しの誤りがありましたということをお答えしながら、同時にその後の状況の想定され得なかつた幾つかの問題についても触れてまいりました。

そしてその中で、議員の御意見を今拝聴いたしましたけれども、同時に先年、本院におきましても衆議院におきましても、またマスメディアの皆さんからも公共事業に対して大変批判が強く、公共事業はけしからぬという連呼のありましたときに、しかしやはり我が国における社会資本整備はまだ必要なんですということを申し上げてきたこ

とも同時に私は思い起こしておりました。同時に、不要不急の公共事業を整理していく必要性をも認めてまいりました。そうした考え方で次年度予算に対しても取り組んでおりますということはこの場を拝借して申し上げたいと思つて、

そして、平成九年度の補正予算の中に組み込みました災害復旧対策費を初めとしたものについて、もさまざま御批判がございまして、しかし、そうした御批判を受けましても、一兆円余りの公共事業関連経費というものは必要だと判断をし補正に計上いたしておりますし、いわゆるゼロ国債も一兆五千億という金額を御審議願うとしており、また願つておりますのも、さまざま要素を組み合わせた中からそれぞれ施策の総合的な効果というものを考えながら対応しようとして、ということだけは申し上げたいと存じます。

○今泉昭君 私の持ち時間が参りましたので、これで終わります。

○久保亘君 最初に少し気になることもございまして、伺つておきたいと思つて、小村事務次官の引責辞任に関する報道の中で、首相が言われた言葉として、蔵相兼務中に辞表を書けと、こう言われて小村事務次官の責任のとり方についての考え方が変わった、これは記者の署名入りで報道されておりますが、このことについて間違いはありませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回、大蔵事務次官の交代に際しましてさまざまなことが世間に言われております。

確かに、小村前次官の正式の辞表を昨日受け取り、退任の辞令を本朝手渡ししました。また先日、公邸に彼から行きたいという話があり、来るならおいでということでも公邸に彼が来たことも事実であります。また、その昼間、彼が臨時代理を私が受けることと決心をいたしましてしばらくたって、事務の最高責任者としてあいさつに、そして現況の報告に見えたことも事実であります。

そうした中において、私は、改めて当時の事務次官として呼ばせていただきます、小村事務次官

が事務の最高責任者としての立場においてみずから進退を決したことに対し言を挟もうと思いません。

○久保亘君 いや、私がお尋ねしたかったのは、この種のことに関して指導監督の責任のとり方について、もし大蔵大臣が事務次官に対して引責辞任すべきであるということとで辞表を書けと、こういうふうに言われたことが事実であるとするならば、この種の事件が起きた場合の責任のとり方といふのは、指導監督の責任はどこまで考えたらいのかということなのであります。事務次官で終わるのかどうなのかということについて、これは今後の行政の責任を伴う方について重要なことになつてくると思うのでそういうことを言われましたかということをお願いしているわけです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) かつて証券・金融不祥事が起こり……

○久保亘君 いや、事実だけ教えてくださればいいんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いや、これは大変申しわけありませんが、きちんとこれだけは申し上げさせていただきますかと思つて、小村君の名譽にも関することでありまして。

私が辞任をいたしましたとき、当時の次官、証券局長は、ともにやめようということで辞表を持ってまいりました。私は、事務の責任者はその職にとどまり、その問題の発生の原因を調べ、再発をさせないための対策をどうとるか責任のとり方だということを申しました。

今回は犯罪の被疑者として逮捕された人間がおります。当然ながらそれはそのときは状況が違います。そして、官房長に私が、これは大蔵大臣としての立場であります、今指示しておりますことは、内部における調査をやり直せ、でき得る限りの調査をし、そしてその上で、また捜査の終了の段階で公表された事実をもってそれぞれ責任のある者は処分をしろと、私はそういう言い方をいたしました。

○久保亘君 きょうは余り時間がありませんか

ら、また今後のいわゆる行政改革というものに関してお尋ねをしたり意見を申し上げたりする機会があるだろうと思ひます。

ただもう一つ、この種の事件を受けて、諸悪の根源とも言われるようなものの排除については、これはすぐやろうと思ひばできることだと思ひております。私は、実態がどんなものか、大蔵省にはありましたけれども、よくわかりません。例えばMOF担とか、こういうものがどうして役所の中で銀行の立場に、金融機関の立場に立つた職務をいろいろな形でやっているのか。これは大蔵省の公認している存在なんではないか。

○政府委員(山口公生君) いわゆるMOF担と俗に言われている人たちは、通常、民間金融機関において専ら監督官庁、この場合は大蔵省でございしますが、大蔵省との連絡窓口の役割を担っている人ということだろうと思ひます。それは民間金融機関の組織上の問題としては、例えば総合企画部のように大きなすべて……

○久保直君 いやいや、大蔵省は知っているのか知っていないのか、どういう人がそういう任務についているのか。

○政府委員(山口公生君) 窓口役が各銀行にいるということはお存じしております。それがいわゆるMOF担と呼ばれているというふうに思ひます。

○久保直君 できればこの種の問題は、大蔵省は銀行がそういう任務を負うた者を配置していることは知っているが、大蔵省がそれを必要としているのではないということであるならば、今度のようない事件の最も根源的なものとも言われているわけですから、直ちにこれらの排除を金融機関に対して通告するということはできないのですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 久保議員みづから大蔵大臣をされた上で今お尋ねをいただきましたが、今の御質問につけ加えますと、もう一つの問題は金融機関から大蔵省自身が職員を受け入れているということでもあります。そして、現時点での常勤の職員が五名、非常勤の職員が三名、計八名

在職しているということをお報告を受けました。

しかし、大蔵省自身が従来その職員を受け入れてきた企業のはほとんどが民間金融機関であったということから、その批判を受けとめまして、一昨年の人事異動以降、新たな民間金融機関からの受け入れを行っていません。そして本年の三月をもってこうした出向者はなくなりました。これが御報告すべき第一点です。

それから同時に、私はまさにそのMOF担というのは護送船団方式時代の名残だろうと率直に思ひます。そして、これは民間の金融機関の組織の話ではありますけれども、三塚前大蔵大臣も好ましい組織と考えていないということを記者会見で示されたこと聞いておりますし、私もそう思ひます。

問題は、しかもこの不祥事がそうした人を通じて金融機関との関係の中において発生したことでありますから、私は民間金融機関がそういう人を任命しようとしまいと、そういうものが相手にされない、大蔵省自身がきちんとした透明性のある行政を行えば民間の方にそういう窓口をつくらうがつくるまいが効果がなくなると思ひますし、私はまさに金融行政自身がそうした存在を必要としなくなるような行政の仕組みをきちんと立てること、そのように考えております。

○久保直君 前にも天下りの問題とか、あるいは総理が今言われた金融機関から大蔵省への出向の問題なども含めて、いろいろ議論をされたことも何回もあるものであります。そういう問題が全然結論を出さないままずっと引張ってきているところに問題があると思ひますのでありまして、私は必要がないものならばそういうものに対して、現にMOF担というのは大蔵省の中で仕事をしているんだから、だからそういうのはやめたらどうかというのを銀行協会に対してもきちんと言ったらいのじゃないかと、今度の事件を顧みて特に強く思うことであります。

次に、時間がありませんから一つだけ伺ひますが、今度の所得税特別減税二兆円というのは、財政

政の年度でいいますならばどのように分かれてい

るんでしょか。何かこれは受け取る国民の側では、二兆円減税というところ、こゝし補正予算まで組んでやってくれるんだから二兆円減税をしてくれるんだと、こう思っているんですが、実際は二兆円減税は十年までずっと引張られていて、大まかに分けると一兆円特別減税が九年度と十年度にあるという内容のものではありませんか。

○政府委員(薄井信明君) 今回の特別減税を法案した時期が昨年末であったこと、景気対策の観点から直ちにこれを実施したいという二つの要素がございまして、一月から十二月までの暦年を十年所得税でいけば一月から十二月までの暦年を十年分と言ひますが、これに対する減税という形をとっております。平成七年、八年もそれぞれ平成七年分、八年分の所得に対する減税でございまして、したがって年分、つまり所得税の制度からい

えば十年分のものであつて、今までと何ら変わらないわけですが、

ところが、平成七年、八年の際には六月から減税をしましたものですから、税収に与える影響が次の年だけに集中しました。今回は二月から実施しますので二年間にわたつて税収減が生じている。御指摘のように、国、地方を合わせますと一兆円、一兆円というぐあいになっておりますが、ただ十年分の所得税減税であるということ、この個々人の所得税の負担が軽減される事柄に関して七年分、八年分と同じであるというふうに理解しております。

ないように、十一年に必要とならないように全力を尽くしたいという答えなので平成十年というのは消えているわけですが、今、主税局長は専門的な説明をされたけれども、実際は今年度の補正予算を伴つてこの特別減税は出てきておるんですよ。それで、平成九年度の予算で一兆円近く措置されるはずですが。

それからもう一つの問題は、今の二年にわたつて二兆円ということとあわせて、年間所得五百万円のモデル家庭の場合には平成九年度に受け取る減税による所得は一千万円もないんです。そして、一千三百万円以上の所得がある者は二月に一気に四万五千円の減税による所得があるんです。これは私は方法として非常にまずいんじゃないかという感じがいたします。

それからもう一つの問題は、先ほど金田さんも触れられたけれども、所得税を納めていない人はこの特別減税の恩恵に全然浴しない。それだけではない、例えば所得の非常に低い層は減税額が、特別減税によつて返ってくる所得が非常に少なくなくなつてくるわけですね。この辺のところにはどんな配慮が加えられようとしているのか、その点を説明してください。

○政府委員(薄井信明君) ただいま御指摘のように、減税前の所得税を超えて減税をすることは税制では対応できませんので、減税前に例えば標準世帯でいけば年間二万円しか税金を納めていない方であればそれが上限になつてしまひます。また、税金をもともと納めていない方もいらつしやいます。その方々には減税ということとは税制上はできないということになります。

そこで、今回は臨時特別給付金制度によりまして、これも補正予算で措置させていただいてありますが、対応できる方々には対応していく、六十歳以上の低所得者等につきまして一人当たり一万円という計算でやっております。

○久保直君 それは前にも特別減税で同じようなことをやりました。しかし、実際にはこの特別減税による所得の増加分というのが所得に対して非

常に逆比例的になるのかな、だからそういうものか
にどういふふうの手当てをしていったらいいの
かというふうなことをもう少し入念に考える必要が
あるんじゃないか、こう思いますものですか、こ
この辺はもしよければ首相にお考えを承りたいと
思います。

○政府委員(薄井信明君) 今回の特別減税の特色
は、決まってから本当に申しわけないことですが一
月足らずの間に法律を通していただいた、二月
一日から実施すると。しかも、四百万人の事業所
得者に計算をやっていたというところがまず最
初に要るわけです。そうなりますと、簡単にでき
ないと実施できません。

そういうことで、今回は定額制にしました。定
額制というのは、標準世帯ですと六万五千円と
いう御指摘のとおりです。そうしますと、これは
前回の平成七年、八年にやりましたような定率
制、これは税額の二五%としました、上限を置い
て。その場合よりも、低所得者、税金が低い人ほ
ど有利になっているという仕組みに今回はなっ
ております。

そのことが税負担のあり方として適当かどうか
というところはや問題があったかと思ひます
が、減税の手法としては、今回経済対策、景気対
策としてしていますし、早く実施するということ
からすると定額であるということがベターであ
ったと思っております。

○久保亘君 ある部分まではね。そこから下が
めなんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今まさに主税局長か
ら御答弁をいたしましたように、委員は一定から
下がめなんだという部分を強調されましたが、
私は逆に定額制のメリットとして、所得税を負担
していただいてる方々の圧倒的に多くの部分の
方々にプラスになる方式として定額制というもの
は採用する価値があったと考えております。

○牛嶋正君 公明の牛嶋でございます。

きょうは時間も限られておりますので、今議論
になっております二兆円減税の景気に与える効果

に限定いたしました若千の質問をさせていただきます
と思います。

景気浮揚のための財政政策、これまで公共投資
と減税政策がとられてまいりましたけれども、こ
の二つの政策のどちらも大きな違いというのはそ
の政策を実行したときの第一段階での需要創出効
果ではないかと思ひます。公共投資の場合はその
投資額がそのまま需要創出額になります。減税
の場合はこれがどれだけ消費に向かうかというこ
とが問題になるわけですね。ですから、極端な場
合、先ほども議論がありましたように、せっかく
減税して可処分所得はふえたけれども、その全部
をたンス預金にしてしまつてこれは全く効果が
でないことになり得ます。

そういうことを考えますと、景気に対する効果
を考えると、もちろん減税額も当然議論しなけ
ればなりませんけれども、減税の方法、これが非
常に問題になるということ、きょうはそれを中
心にしてちょっと議論をさせていただきたいと思
ひます。

今申しました減税による第一段階の需要創出効
果、すなわち消費がどれだけ伸びるかということ
ですけれども、これは基本的には限界消費性向に
基づくということ、これは説明がつくと思ひます
けれども、今回は大蔵省は減税方法といたしまして定額
控除方式を採用されました。これは恐らく、需要
創出につながるためのいろんな工夫をされてい
るわけですが、その一つだろうと思ひまして、こ
れは非常に景気対策としてはいい方法だと思つてお
ります。

そういうことを考えておられて全体としてど
れぐらの今回の二兆円減税に關しまして限界消費
性向を想定されているのか、これをお聞きしたい
と思ひます。言いかえますと、二兆円でどれだけ
の消費需要が出てくるかということ、ございま
す。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 毎回、教授の口頭試
問は大変難しい口頭試問なのできょうも困つた
と思つておりますけれども、困つたと申し上げ

ますのは、まさにその限界消費性向と所得減税の
効果というものを、これを一体どうとらえるかとい
いました場合に、経済情勢などに左右される部分
を相当程度含んでいるものでありますから、私は
一定の数値を想定しているものではないと思ひま
す。

同時に、こうしたものが単独でシミュレートす
ることはできません、現実の社会におきまして
は他の要因との組み合わせの中で動くものであり
ますから、私ももとしましてはまさに金融システム安
定化策と他の施策、さらには十年度予算と連動い
たしまして御審議をいただくことになり得ます。他
の税制、こうしたものとの相乗効果の中で御判断を
いただくこと、また詳しくは政府委員から補足を
させていただきますが、その範囲でお答えを申し上
げることになるというところは御許し願わなければ
なりません。

○政府委員(薄井信明君) 今の総理の御答弁を補
足するものはございません。

○牛嶋正君 そのとおりなんですけれども、家計
調査のデータを使って調べますと、家計調査では
五分位階級別の限界消費性向を出しているんです
ね。それで、それはつきりしていることは第一分位
順番に限界消費性向は下がっていくわけです。八
年度の家計調査で私調べますと、第一分位のところ
が大体五〇%ぐらいです。それで、第五分位の
ところが、一番所得の高いところは四〇%なんです
ね。そういう意味で、先ほど私言いました今度の
定額の減税方法というのは非常に効果的だとい
ふに申し上げたわけです。

ところが、一番高い限界消費性向の第一分位、
それから第二分位のところは二月の源泉徴収税額
から控除し切れないうわけです。ここがちょっと問
題なんです。先ほどから議論が出ておりますよ
うに、三月でちょっと減税する、四月でまたやっ
ていくと。それで、標準税率のところでは恐らく
どうでしょう、九月から十月ごろまでかかるん
じゃないかと思ひます。そうしますと、効果
は非常に薄れてしまふのではないか、一番我々が

期待する第一分位階層、第二分位階層のところ
でそんなことになってしまふ、ちょっとそこらあた
り工夫を要するんじゃないかなというふうに思ひ
まして、先ほどもちょっと出ておりましたけれど
も、戻し税的なもので二月にばんともう前渡しし
たらどうかというふうな感じがしますが、どうし
ょうか。

○政府委員(薄井信明君) いろいろな自由な選
択ができる議論をいたしますと、先生御指摘のよ
うな選択肢もあるのかと思ひます。といひますの
は、例えば平成九年分の既に納めた税金について
平成十年に戻し税を行う、まさに御指摘のと
おり、既に納めたものを戻すという税制をつくれ
ば御指摘のようなことも可能かと思ひます。

かつて昭和五十二年ですか、三千億円減税とい
うのはその戻し税方式でやったわけございま
す。ところが、そのときに極めていろんな問題が
起きたというところで二度としてはいけないと私
ども引き継いできておりますし、あわせて今回の場
合は十二月に年度改正として決めて、かつ法律も
お通しした上で二月一日から実施するといふ非
常に異常な、普通では考えられない措置でござ
います。

それで、二月に実施するとなると、例えば
サラリーマンの場合、年末調整は十二月に終わ
つてしまつて、その方々がもう二月には平成九年分
の確定申告に税務署に行きます。その人たちは給
与以外の所得も持っていたり、あるいは医療費控
除を受けたたりして事業所得者にはうかがい知れ
ない個人としての申告をもう始めるわけです。そ
ういった中で減税を戻し税でやるということはほ
んど不可能、国税庁においては対応できないとい
うことで九年分所得税の戻し税を二月にやるとい
うことはできないというところからスタートいた
します。

それにもかかわらずやるとするならば、十年分
の所得税についてやるよりしようがないと。しか
し、十年分はことし一年終わらないと本当は所得
はわからないわけです。ただ、毎月毎月源泉徴収

義務者が控除した税額というものはわかっていて、それから、その範囲内ならば減税はできると。それを越えて進行中の平成十年について払っていいないものを戻すということは法的にあり得ないわけですから。

そこで、何を申し上げたいかといいますと、そういう制約があるものだから、定額制はとりましたけれども、御指摘のような事態は生じるといふことでございます。

○牛嶋正君 私は、政策をする場合に、恐らく政策の効果、これは今回の減税の場合ですと、その政策をするためのコストは二兆円、この二兆円のコストを使って二兆円以上の効果を引き出さなければ私は政策としては合格の政策じゃないんじゃないかというふうに思いますので、そういう議論をさせていただくわけですね。もちろん、それは税制のいろいろな制約はありますけれどもね。

それで、こういうふうに議論していきましますと、私はこの減税政策を採用するときにうちちょっと個人消費の動向について御議論していただかなきゃいけないのではないかなというふうに思っております。もし、そういうことをやらずに特別減税の恒久化とか、あるいは減税額をもっとふやせというふうなことをやったらとしますと、私は平成四年以降とられました公共投資政策のように財政の赤字構造だけを残してしまう政策になるんじゃないかというふうに思っています。だから、今私が申しましたように、少なくともかけたコスト以上の効果を引き出すように何が何でも工夫すべきだと思います。

それで、家計調査のデータで、私今いろいろ分析をしているんですけども、昭和五十年以降各年度の平均消費性向の推移を比較いたしますと、ちょっと気になることが出てまいりました。それは、昭和六十一年と申しますとバブルが始まったころであると思うんですが、そこまでは平均消費性向は七七・七台で推移しております。若干、〇・五から〇・三ぐらいの上下はありますけれどもね。それで、六十二年以降、これが低下を

始めております。そして、平成八年は何と七二%まで落ちてしまった。これは大変なことなんです。恐らく今の景気回復の足を引っ張っているのはこれだと思えますね。これだと思えます。

こういうふうな考えをいいますと、私は個人消費動向というのは大きく変わったのではないかと、変化したのではないかと。それは、私たちのライフスタイルが変わりました。そしてまた自由時間も長くなりました。老後も長くなりました。そういうことを勘案しますと私たちの消費生活スタイルというのは大きく変わっているわけですが、そのことが消費動向にも非常に出ているのではないかと、こういうふうな思っています。このあたりをきちっと分析しなければ、私はどんな景気対策をとってもだめではないかなというふうに思っています。だめだ、だめだと言っているように思いますが、ですから、どういふところに消費者の消費パターンが変わったのかというところをちょっと見ていきたいと思うんです。

まず、企画庁はこの問題を取り扱っておられるので、この平均消費性向が六十二年から低下してきているわけですが、企画庁はこれはどういふふうにとらえておられるのか、私が今考えましたような人々のライフスタイルの変化がこういうことに出ているのか、そうじゃなくてやはり景気が悪くて今議論されているように、将来の見通しが立たないからこういうふうな低減している、減少してきたというふうに見ておられるのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○説明員(古川彰君) 委員御指摘のように、家計調査、我が国のサラリーマン世帯の平均消費性向の推移を見ますと、六十年代、特に六十二年以降、緩やかではありますけれども下がってまいりました。特にバブル崩壊後、下がり方がはっきりしてまいっております。その要因、委員御指摘のようなライフスタイルの変化等の影響もあらうと思っておりますが、私どもはやはり経済動向の影響がかなり大きいのではないかと考えております。昨年七月に経済白書を発表しておりますけれども、

も、そこで我が国の消費性向について分析を行いました。特にバブル崩壊後の消費性向を低下させた大きな要因ということで、一つはいわゆる雇用不安でございまして、企業はいわゆる配置転換のような雇用調整が随分行われましたので、それが雇用不安を呼んだと。そして二つ目に、バブル期には促進要因でありました株価、その他金融資産、その価値が下がってきたといったことも影響したというふうに考えております。

したがって、まずは雇用情勢の改善、そのための経済の改善ということが必要ではないかというふうに考えております。

○牛嶋正君 その考え方でしたら、私はどんな手を打ってもだめじゃないかと思えます。

と申しますのは、一つの例として消費パターンの変化を見ますと、耐久消費財に対する消費パターンがかなり変わってきているんですね。家電製品とか家具、それから自動車など、これは恐らく普及率がもうほぼ一〇〇%でしょう。それは、新規のものももちろんありますけれども、ほとんどは更新なんですよ。

そのことがなぜ生活スタイルとどう違うのかというところで、私はもうほとんどの家庭、世帯において物質的なそういう面での生活水準というのは満足度に達しているんじゃないかなというふうに思っています。例えば、今まで自動車を持たなかったのを持って少し自分たちの生活のランクを上げよう、あるいはまた高級ブランドの衣料品を、洋服なんかでも今までは余り名のないものを買っていたんだけれども、ちょっとぜいたくしようかと、こういうふうなことがあったと思うんですね。それはどういふことかというところ、所得水準が確実に上と上がっていくからそれに合わせて自分たちの生活のランクを一段ずつ上げてきたんじゃないかと。ところが、最近の耐久消費財の需要の動向を見ますと、それはもう一段落したと。

ですから、ほとんどの世帯ではもう自動車についてはいち、農村部なんかですと生活のスタイルが違いますが二台とか、そういうふうになってしまった。クーラーなんかでももうほとんどの部屋に一台ついてしまっている。そういうことになり、あとは更新なんです。更新需要というのは割合時期を過ぎればもう一年この車で辛抱しようというものが何ばでもできるわけですが、二年辛抱しよう。これが今の消費税率が上がった後の需要の伸び悩みなんですよ。

ですから、皆さんは今の需要の伸び悩みというのは駆け込み需要の反動と言っておられるけれども、違うんですよ。駆け込み需要が出てくるのはこれは新規だけ、あとの今停滞しているのはみんな更新を延ばしているわけですね。それで、五%の税率がなじんできたらかえようかというふうなことになると思っています。

そういうことを考えますと、先ほどおっしゃったことではちょっと説明が、こういう説明をされているから、私は駆け込み需要の反動なんということですから長引いているのが説明がつかないんじゃないかなと思いますが、もう一度ちょっとお願いいたします。

○説明員(古川彰君) 御指摘いただきまして、私どもはもっとさらに研究を深めなければいけないというふうに思っておりますが、耐久消費財の普及率、例えば自動車は今や八三%ということで上昇してきております。需要も御指摘のように新規のものから更新のものに移ってきているというふうな考えでおります。

昨年度の駆け込み需要に関してですけれども、乗用車の買い換え需要あるいは住宅の建てかえ需要といったことがありまして消費税率の引き上げ前の駆け込み需要といたのが大きかった、したがって四月以降その反動減も長引いてきたわけでございます。その理由として、御指摘のように、耐久消費財の普及率が高くなっている、そうなりますと買い換えとか買い増しといった時期、これは必ずしも急いでやらなくてもいいわけ、

調整するというのが、早めたり遅めたりということも可能になってきたのではないかとこのように考えております。

ただ、駆け込み需要の反動減ということで申しますならば、昨年四月から大きく落ちたわけですが、その反動減の部分というのは次第に落ちついてまいりまして、去年の夏ごろにはある程度落ちたところから回復する動きも見られたわけでございます。したがって、その後、秋以降、また一段と足踏み状態に消費がなつたわけですが、こちらは、駆け込み需要の反動減ということもありまして、秋以降の金融機関の破綻とか、あるいはアジアの経済の問題といったことが家計の経済の先行きに対する不透明感をより強めたということが大きな原因ではないかというふうなことを考えております。

○牛嶋正君 もう一つ消費が停滞している要因ですけれども、これも家計調査で消費パターンの変化を見ていくのに、消費支出項目でどういふふうな構成比が変わるかというところを見ますね。はつきり言われておりますように、物からサービスへずつと需要が移ってきているわけですね。

このサービスの需要というのは非常にくせ者なんです。と申しますのは、サービスの場合は量よりも質が問題なんです。ちょっと収入が少なくなつた、伸びないということ、例えば今までは美容院へ行くのにちょっと名の通つたところに行つていた、それを近所の余り名の通つていないところへ変えることができるわけです。それだけで支出は二〇%から三〇%下がりますよ。それから、サービスについて言えることは、自分でサービスの供給者になれるということです。今までは週一回シャンプーに行つていたのが、もういいや、これは家でやるということになります。このところを見きわめておかなければ、結局は非製造業の投資が伸びないのはこなんですよ。これと関連しているんですよ。恐らくサービス産業というのは全部第三次産業でございまして、ですから、そこと関連して伸びない、投資も

伸びないというのはそこなんです。製造業の場合は比較的伸びているのに。だから、そういう分析をやればきちっとしなければはなかなかな効果的な、先ほど言いました政策を進める場合のコーストに対してそれ以上の効果を引き出すことはできないのではないかとこのように思つております。

これまでの議論を聞いておりますと、非常に上つ調子な議論が私たちも含めて多いわけですが、経済の構造の変化ということを見る場合には、一人一人、個人が社会を構成している単位です。ですから、こういう人たちがどういふふうな考えで生活しているのかということをもう一度やっぱり検討し直す必要があるのではないかと、こんなふうな思つております。

最後に、もう時間が来ましたので、今のやりとりをお聞きになりまして、首相の所見をお聞きしたいと思つております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 真剣な御議論を興味津々で聞いたなどと言つてはしかられるかも知れませんが、私は今の御議論を非常に興味深く拝聴いたしました。

そしてその上で、議員が採用し、例示として出され、経済企画庁にその分析を求められました平均消費性向、このカーブと雇用失業率のカーブ、殊に産業分野別のカーブを当てはめた場合にどういふ結果が出るだろう。同時に、これはちよつと難しいのかなとも思ひながら、今、自問自答しておりましたけれども、春闘の結果がよいのか人事院勧告がよいのか、どちらをとるかによりましてまた多少のぶれが出ると思つてはいるけれども、あるいは産業別の初任給を当てはめるのか、いずれにいたしましても給与所得者のいづれかのパターンと産業分野別の労働人口の増大減少のカーブ、これをまとめて雇用失業率のカーブに置きかえてもいいのかもしれません。これとその消費性向を重ね合わせたときに、確かに私は議員が言われた買いかえ需要だから落ちる、あるいはサービスだから自己で代行が可能という御指摘は非常に興味

味を持ちながら伺つて、その上で今申し上げましたようなカーブ、それぞれのカーブと平均消費性向を重ね合わせた場合にどのようなものが出てくるのか、そのような思いで拝聴をしております。

○牛嶋正君 終わります。

○三野野栄子君 三野野栄子でございます。

私は、現在非常に国民が心配をいたしております。大蔵省職員の汚職の問題と、それからいわゆる二兆円特別減税についてお尋ねしたいと思つております。

まず、参考人として御出席いただきました松下康雄日銀総裁に伺ひたいところ、急遽参考人と

して御出席をお願い申し上げましたところ、お聞き届けくださいまして、本当にありがとうございます。

早速でございますが、質問させていただきます。日銀考査の金融機関とのかかわりでござい

ます。既に御存じのように、大蔵省汚職に関しまして、金融証券検査官一名の逮捕、一名の自殺、大蔵大臣、そして事務次官の辞任等々容易ならざる事態の中で徹底した原因追求と事態の收拾は、政府は言うまでもなく、私たち政治家として国民の皆様にはもちろん、国際的にも緊急重大なものと痛感をいたしております。この種事件は人間の弱さ、あるいは傲慢さ、習慣があり、組織機構が複雑に絡んでいる等々で発生することが多いということも歴史的にも、洋の東西を見ましても検証されているところでございます。

したがういまして、一九七九年、昭和五十四年でございまして、一連の鉄建公団汚職に関連して、大蔵省の主計局幹部等が頻りに接待を受けていた事件で次官等九名の処分があったと伺つております。

本日お聞きくださいました松下日銀総裁が、当時、大蔵省大臣官房長として「綱紀の厳正な保持について」という通知をお出しになつております。

この事件当時、主計局長としていらつしやいました総裁は、その通知は職務上の関係者からの会食の招待に感じない、歳暮、中元も受け取らないなど大變具体的内容を示しておられまして、御自分も国家公務員法上の戒告処分を受けておられますので今日の不祥事については大變いかなる心境がおありかと推察いたします。

そこで、総裁はその後金融機関の健全化確保、ひいては信用秩序の維持に重大な責任を持つてその任についておられると確信をいたします。すけれども、その一つとして大蔵省の検査と交代で日銀の考査が銀行に入つていっていると伺つております。日銀の考査に当たる金融機関から接待を受けないということを今もお遵守されていると思ひますけれども、今回の不祥事件にかんがみまして、念のため可及的速やかに実態の調査をお願いして当委員会にその結果を報告していただきたいと思つておりますが、いかがでございませうか。

○参考人(松下康雄君) 私ども日本銀行におきましては、仕事の性質上、各方面の方々と広く意見を交換するという機会が多々ございます。その際におきましては、あらゆる批判や誤解を受けまこととがないうちに常日ごろから節度のある態度で対応するように真剣に努めてまいつておりまして、社会通念を逸脱するようなことはなないものと認識をいたしております。

ただ、今申し上げましたこの社会通念という物差しも、中央銀行の公的な性質を踏まえまうといふと、日本銀行におきましては相当厳格なものでなければならぬと考えております。

ただいま御指摘がございました考査であります。が、考査は日銀の取引先の経営実態とかあるいは金融システム内のいろいろなリスクの所在などを把握いたしますために相手方との契約に基づきまして相手の協力を前提として行つていられるものでございまして、実施の時期や提出資料の内容などは事前に考査先に対して通知をいたしました後で実施をするものでございます。

このように、調査は行政権限の行使として行われるものではございませんけれども、やはり公的な存在でございます日本銀行が行うものでございまして以上は調査先との関係では厳格な姿勢で対応しなければならぬというふうにご考えておられます。かりそめにも私どもの調査に際しまして癒着というふうなことが生ずるといったことはあり得ないところであると思っております。

この点につきまして、この四月に新日銀法が施行されることとなりますが、この法律におきましては、日銀の役員職員の職務の適切な執行を確保しますために、職務に関する準則を定めて公表するように規定されております。

私どもといたしましては、こういった新法の規定も踏まえ、また日本銀行におきまして現在の実情もよく踏まえまして、早期にこの職務準則を定めてこれを公表し、これによりまして中央銀行としての厳正な綱紀の維持にさらに努力をしてまいりたいと考えております。

○三野野榮子君 大変明快に御答弁いただきまして安心をいたしましたところでございます。

四月の日銀法の施行を前にいたしまして詳細な職務規程等もつくられるということでございますが、公開をするということでございますが、公開の方法もいろいろあるかと思いますが、当委員会の方にもすべて御報告いただいてよろしくございませうか。その上で私はそれを見せていただきたいと思っております。

○参考人(松下康雄君) 当然、この職務規程につきましては一般に公表するものでございまして、から、当委員会におきましても適切な方法によりまして皆様に御周知をお願いできるような措置をとることにいたします。

○三野野榮子君 重ねて申しわけありません。大体いつごろになりますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 内容につきまして現在検討を鋭意行っているところでございます。法律的には四月一日の施行までにこれを公表することにいたしますので、準備でき次第、なるべく早くとい

うふうに考えております。

○三野野榮子君 今お聞きのような御答弁でございますので、この点のお取り扱い、委員長にお願いしたいと思っておりますが、よろしくございませうか。

○委員長(石川弘君) 結構でございます。

○三野野榮子君 ありがとうございます。

参考人、大変お忙しいのにこれだけのことに来てくださいますので、大変感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

今、日銀の方のお取り組みを伺いましたのでございませうけれども、今度は大蔵省の場合につきましてお尋ねを申し上げたいと思っております。

同趣旨のことでございますけれども、大蔵省の金融機関の担当者は、大蔵検査といひましか、その問題につきまして今伺いましたような状況で可及的速やかに当委員会に御報告をいただきたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

○政府委員(武蔵敏郎君) ただいまのお話は、大蔵省の検査に係る調査の結果でございますか。

○三野野榮子君 じゃなくて、一般的に今行われてきた、それからこれから行われるであろう金融検査の問題です。

○政府委員(武蔵敏郎君) 大蔵省の場合には金融検査ということで官房金融検査部の者がそれぞれ銀行の検査を行っております。それで、その検査の結果を公表という御趣旨でございますれば、検査の結果はこれは私ども一定の守秘義務、相手もそれを前提にいただいております。また第二にはその結果を表にいたしますと場合によっては信用秩序というものに悪影響が、甚大な影響があるということもございませうので、これは公表を差し控えていただいておりますので、よろしく御了承をお願いしたいと思います。

○三野野榮子君 検査の内容を伺いますというよりも、そういう金融機関のかかわりがございませうものですから、今問題になっておりますのは過剰接待とか、そういう事前接待といひましか

か、そういうことを申し上げているのでございませう。

○政府委員(武蔵敏郎君) 御指摘の点につきまして、大蔵大臣であられます総理からも私に對しまして、そういう調査を徹底的に行つて、その結果に基づいて厳正な処分を行うようにという御指示をいただいております。私どもといたしましては、今その調査を行つておる最中でございませうが、その結果につきましては当然公表をいたしたいというふうに考えております。

○三野野榮子君 さっきのことと同じでございませうけれども、公表というところの方法になるかわかりませんが、当委員会にもきちんと内容を知らせていただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(武蔵敏郎君) そういう御指示でございませうればまた適切な方法によりましてそのようになさせていただきますと思ひます。

○三野野榮子君 今のことににつきまして委員長にお願いしてよろしくございませう。もう根掘り葉掘りというつもりは毛頭ございませうけれども、やっぱり全体として確認をしたいと思ひますのでそのようにお願いしたいのでございませうけれども。

○委員長(石川弘君) 委員長から申し上げますが、理事会でお諮りいたしましたので、その方法等についても検討をいたします。

○三野野榮子君 それではもう一つ、金融行政とかかわり、過剰接待につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

さきの衆議院の予算委員会、あるいは大蔵委員会の答弁に関連して質問をいたします。

大蔵省は、銀行、証券会社、保険会社の検査に当たるといふことが、大蔵省証券局幹部が九六年以降毎月一回のペースで大手証券会社四社の社長と懇談を続けておられるという資料がございませう。会費、会食費等は業界と折半しており、問題ははないというふうに証券局としては衆議院予算委

員会で答弁があつていふところでございます。このような業者行政と申しませうか、そういう延長上にあります現在の状況では、金融行政に対する市場及び国民の大蔵省不信はおさまりにくいのではないかと思ひます。

衆議院予算委員会議事録によりますと、山口銀行局長は政府委員として御出席で御答弁をいただいたわけでありませうけれども、

社会的な批判を受けるようなことはしておりませうし、どうしても出なければならぬ場合は割り勘にしております。

ただ、情報交換が非常に大切な我々の役割だといふこともよく意識しておりますけれども、現在、非常にその辺を意識しながらもきつちりとした対応をしておるというふうにして思ひます。情報交換も、役所に来てもらつて昼間いろいろ聞いていふのが実情でございませう。

と。山口局長はこういうことだと思ひますが、今逮捕されているお二方の御様子等を聞きますと随分違つていふと思ひます。

それで、山口銀行局長と浦井主計局長は官房長及び主計官時代も含めて、それからまた長野証券局長は銀行局審議官時代、それからまた近畿財務局長時代を含めて、二信組事件の高橋被告とのつき合い等々についてお伺ひしたわけでありませうけれども、時間の都合もございませうし、勤務態様という意味も含めて官房長から、この金融機関との接触といひませうか、仕事と申しませうか、そういう点につきましてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(武蔵敏郎君) 金融行政を遂行していく上で必要な相手方との意見交換の場といふのはいろいろあるわけでございますけれども、確かにいわゆる都銀の代表者でありますとか証券の大手の業界の代表者と担当局長が昼飯等を一緒にしながら会合を持つという定例的な会合がございませう。これは倫理規程の上では接待といふことではもちろんないわけでございますので、職務上必要

な会食ということになります。ただ、その場合も届け出をいたしまして、届け出に基づき、服務管理官の承認という形で実行されております。場合に よりましてはこれは割り勘というやり方でやっている場合もあるようでございます。

そういう仕事のやり方についてこれからどうしていったらいいかということ、このたびのこの事件を契機といたしまして、基本的に金融行政を進めるやり方について、その事件の背景となるシステムについて検討しなければいけないということとで検討しております。

一口で言いますれば、いわゆるMOF担というものが何か行政官との個人的な関係をつくり上げた上で情報を収集するといったようなことではなくて、むしろ通常の勤務時間帯に一般的な連絡会を、これは食事をとるとかそういうことではなくて、普通の会合を持つということによって連絡をとっていただければいいのではないかと、基本的にはそういうことを考えながら今後新しい行政と業界との意見交換の場を設けたいというふうに今検討しているわけでございます。

○三重野榮子君 今伺いました検討の問題とかかわりまして、今いろいろ逮捕されたお二方の状況を私はテレビだとか新聞あるいは週刊誌等々で見ると、わけでありまして、今伺った部分と非常にかき離れているわけですね。それはそのお二方だけがそういう特殊なものだろうかということをおもうのでございますけれども、今は積極的に今後やっていこう、徹底的にやっていこうとおっしゃっておりますが、そこらあたりの御見解がないと、やみくもにやりますやりますと言っただけではやりにくいんじゃないかなと思うのでございしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 今回の金融検査部の検査官二名の逮捕というこの事件は、これはもうあってはならない事件でございまして、まことにざんきにたえないと思っております。国民の信頼を裏切るということになりまして、これは深くおわびを申し上げる次第であります。

この点に関しましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、大蔵大臣であられます総理から調査を徹底的に進めて厳正な処分を行うようにというお話がございました。それに基きまして現在調査をしております。したがって、その調査が明らかにになりましたらそれに基づきまして厳正な処分を行うということとしております。

一方、行政の場としてどういう会合を持ったらいいかというの、これは全く別個の問題として、それはそれとして考えていきたいという趣旨でございます。

○三重野榮子君 どうもありがとうございます。私も今後再びこのようなことが起こらないように念願をするわけでございます。

しかし、今も行政の問題と大蔵の問題と金融のかかわりということとは両方こういうふうに進めようというふうなお話でございましたけれども、大蔵省は昨年七月に今の問題になって、一応処分しておられたと。それはやはり疑惑を小さく見せよう見せよう、軽い処分で済ませよう、お茶を濁そうとしているんじゃないかという批判がございまして、それが事実であったように思うのでございまして、そこらあたりはいかでございませうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 御指摘の昨年七月の処分でございますけれども、これは第一勧銀の検査忌避事件というものと関連して調べている過程におきまして、その第一勧銀の検査期間中に相手方と検査官との間で問題となる行動があったということが明らかにいたしました。相手方の金融機関も特定しておりますので、この第一勧銀にも事情を聞かせていただきます。結果的に、一つは融資先の工場見学ということがあった帰路、マイクロボス車内で飲食をしたということ、それから宮川という処分の対象になった者が現場検査終了後、報告書をつくるまでの間にゴルフを行員とともにしていたということが判明いたしました。国家公務員法上の戒告処分を行ったものでござい

なお、今回逮捕されたもう一名の谷内につきましては、第一勧銀のこのときの検査には参加しておりませんでした。

そういう事情で、この宮川という者につきましては、事実が明らかにになりましたので処分をしたわけでございますが、ただそのときの調査でその検査と前後に全くその検査と違ふ事件としてさまざまな問題が発覚して今回の被疑事実となっておるわけでございます。

私もそれはそういうことに気がつかなかったといいますが、これはいづれもこの被疑事実となっておることは本人から報告がもたらなかったわけでございます。また、その監督者の立場にある者もそのようなことに気がつかなかったわけでございます。まして、これは私どもの任意調査という限界はありますけれども、こういう事実を見抜けなかったことにつきましては結果として調査が大変甘かったということでありまして、これはおわびを申し上げたいというふうに思っています。

○三重野榮子君 大変具体的に御説明をいただきましてありがとうございます。

しかしながら、事ここに至りまして、役所全体にはもう金融機関との実態を聞けば聞くほど何か出てくるんじゃないかと怖い感じがいたしますけれども、やっぱり積極的に責任を持って今後調査をされまして、国民の信頼を回復して、国際的にも通用できるような体制を一日も早くつくっていただきたいというふうに思うわけでございます。

この件につきまして本会議で、それから各議員が立つごとに針のむしろの上の総理だというふうな思いますが、今後の問題について大蔵大臣として、金融関係の問題、それから先ほど行政職というところもございしましたが、本場に今は地方議会の方でも何だかんだこの種の問題が多々ございしますけれども、この国政の方がきちんとあれば地方もまたきちんとやっていくのではないかと思いますので、そこら辺も含めて一言決意のほどを伺いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻、松下日銀総裁がかつて官房長時代の状況について改めて説明しておられるのを聞いておりまして、私も当時立場は全く違いましたけれども、その松下さんの真剣な努力というものを大変敬意を持って見ていた記憶をよみがえらせた。当時、私は厚生大臣でありまして、その処分決定以降の松下官房長の、またそれを受けての省内の雰囲気というものを鮮明に記憶をよみがえらせております。

そして、厚生大臣として本場に若い諸君に苦勞をかけましたのでございしようと思いましたが、きに、本場に上司の判をとり、しかも中華料理屋以外はだめという非常にきちんとした注意をつけられ、また彼らがそれにきちんと服してございました。それだけに、今こうした事態が起きたことは本場に残念であります。議員から今のようなお問い合わせを官房長にされること自体、私は本場に

つらい思いでございます。そして、私は、武藤官房長は全力を挙げてこの恥をそぐために省内の調査、それは強制権限、捜査権限を持つものではありませんが当然限界はございしよう。しかし、その中をきちんとチェックをしていく努力、あるいはただ単に省内だけではなく、ある程度のOBに対してきちんとしていた調査をいたすと思っておりますし、その調査の結果、また捜査の進捗の中で、私は大蔵官僚はきちんとした処分のあり方を考えるだけの恥を知る集団だと考えております。

しかし同時に、別途政府の立場として国会に對しまして倫理法の制定を求められましたときに、私自身が彼らを信じたい、倫理規程で守られると信ずると申し上げましたものが結果としては真向から裏切られました。非常に残念なことでありますけれども、公務員倫理法を真剣に検討しなければならぬ状況になり、既に政府自身、一昨日、古川副長官にその検討の指示を出しております。自民党におかれても既にそういう作業に入っていたのでございまして、また与党三党の論

議の際に党首レベルにおきましてもうこうした御意見をちょうだいいたしてあります。

こうしたものを本来なら必要としない状態が一番ありがたいと思えますけれども、情の論理では今回は済みません。公務員倫理法というものの制定を視野に入れながら、一方で調査を急がせ、その結論を見きわめたいと思えます。

○三置野栄子君 以上でもって終わります。どうもありがとうございました。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。平成十年分の所得税減税法の審議をするというところで開かれていたわけですが、この問題を審議する上でも、私はまず前提となる問題について伺いたいと思っております。

先ほど総理大臣・大蔵大臣は、大蔵金融行政、行政全般の不信を呼ぶような問題は大変残念に思うということと言われましたけれども、今、国民から見ますと、大蔵省がいろいろな問題で本当のことを言っているんだろかと、そしてそういう事実の上に法案を初めとして対策をとっているんだろかという当然の疑問というか声が上がっているところだと思っております。それがやっぱり国民の気持ちだと思っております。一連の大蔵省の汚職問題は、大蔵大臣や事務次官がおやめになった、これだけで済む問題ではない重大問題、これはもう総理もそういうことでおっしゃったわけでありまして。

そこで、私は絞って端的に伺いたいんですが、一月十九日の衆議院予算委員会で大蔵官房長がこう答弁されております。この一連の問題のことが議論される中で法に触れるようなことについて問われて、「昨年の十二月に大蔵省は倫理規程を出しましたが、それ以後におきましては、私どもはない、これは調査した結果なと思っていますけれども、それがそれ以前の行為につきましてもいろいろなことが言われております」ということで答弁をされておりますが、私はこれはきわめて重大な答弁、発言だと思っております。どうしてこんなこ

とが明言できるのか、明言されたのか、一体どういう調査をされてあんなに答弁されたのか、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(武蔵徹郎君) 平成八年十二月の大蔵省倫理規程におきましては、関係業者との会食を原則として禁止する、職務として必要な会議において会食するよう場合には職務管理官に届け出て了承を得るというふうになっております。この会食等の状況につきまして私どもは、職員から職務管理官に届け出てくるわけでございますけれども、そのたびにチェックいたしまして、その承認のもとに許されるものと、こういうことでございまして。それで、職務管理官にこの倫理規程の順守状況を問いつけておりました、その結果、行き過ぎた事実把握されなかった、そういうことからそのようなことを申し上げたわけでございます。

ただ、結果において今回のようなことになったことは、これは全くもう信じがたいことでありますけれども、私どもとしてはまことに申しわけなく、これは国民の信頼を裏切ることになったというところで深くおわびを申し上げる次第でございます。

○笠井亮君 あのとき調査した結果ないとはっきり言われたわけですから、それが本当にでたらめだったということは明確になっているという問題だと思っております。

今回の金融証券検査官室長にかかわる贈収賄事件の被疑事実を見ますと、宮川室長の場合、あさひ銀行からの接待等の供与を受けたのが平成七年四月二十九日から平成九年五月十一日まで、それからマンション問題では平成九年七月八日まででございます。さらに、谷内課長補佐につきましては、三和銀行から接待等の供与を受けたのが平成六年七月二十九日から平成九年十月十日ころまでの間に四十回、そして北海道拓殖銀行からは平成六年八月十日ころから平成九年五月九日ころまでということでありまして、いずれも平成八年十二月の倫理規程、それ以降もあつたこと

で、まさにそこが問題になっているわけでありまして。

一月十九日に答弁されたときに、私はこれくらいのこととはまともな調査をされればこれはわかったはずだと。結果としてなんということであんなには言われませんが、そうじゃなくて、そんなでたらめな答弁をしてまさに国民と国会を欺いたということになったと、そういう問題だと思っておりますけれども、官房長、その点についてはどういう自覚を持っていますか。

○政府委員(武蔵徹郎君) 御指摘のとおり、私どもはそういう内部の調査を得て答弁申し上げたわけでございますけれども、その結果はただいま御指摘のように被疑事実明確にあらわれております。この点については私どもは深く反省をいたしまして、もう一度改めて徹底的な調査をいたしたいと。これは大蔵大臣であります総理からも御指示をいただきました。

私といたしましては、その責任は痛感しております。その調査の結果が出ましたらば、被疑者本人に対する行政処分はもちろんのことでございまして、私を含めまして関係監督者に対する処分についても事実関係を踏まえて厳正に行うと、そういう方針のもとに大蔵大臣に御判断を仰ぎたいというふうに思っております。

○笠井亮君 私、国会への答弁というのは本当に重く思っております。そこを本当に自覚していただかなきゃいけないと。先ほど気づかなかったこととで結果としてそこがわからなかったというような趣旨を言われましたけれども、それならばなぜあの一月十九日のときに調査した結果ありませんというのを断言されたのかということなんです。わからなければ、まだわからない部分があるとか、それ以外にもそういうことがある可能性があるのでも引き続き調査しますということだって言えたわけでありまして、しかもその後には新聞報道でも銀行の幹部自身が、もう本当にそういう問題では、一月一日の読売新聞、組織ぐるみの大

蔵接待ということで一覽表も出してやっていると状況があつたわけですから、その本人、当事者から聞いて、そして倫理規程に基づいて報告を求めたからないんだと、大丈夫だなんということは言わなければならないわけですよ。そうでしょう。私、そう思うんですよ。

私、そのことを非常に重大だと思つるのは、官房長が答弁されたその答弁というのは、そういう結果について大臣に報告されたわけですね。それで、同じ予算委員会でも三蔵大蔵大臣がその報告を受けて、「法に触れるようなことはない」という報告である、これは明確に報告を受けているわけでありまして。と。やっぱり官房長を初め大蔵省の事務の方々を信頼して大臣は国会の責任ある答弁でそう言つた。そこも問われて大蔵大臣は辞任をせざるを得なかった。だから、いい加減な答弁されたそのことがまさにそういう意味ではみずからの上司である大臣を辞任に追い込むということにもなったんだと、次官もおやめになったと、私はそういう問題だと思つております。

だから、責任を感じているというふうには言われますが、しかし実際に国会での答弁、その重み、そして答弁されるときに当たって調査した結果こうですと云うときにはいい加減な、でたらめなことをやってもらった本当に困ると。国民が、あるいは国会がそれに基づいて審議するわけですから、大丈夫だと思つていたらそうじゃなかったと、そんなことは軽々にやっちゃいけないと思つてます。だから、こういうあなたの答弁で不正や腐敗が隠された、隠したというふうには言われて仕方がない問題だと私は思つております。そんなことでは大蔵省が何を言われても国民も国会も信用できないということにこれはなつてしまふという問題だと思つております。

官房長、私は率直に申し上げますが、みずから責任があると言つたのであればみずから辞するということがあるではないかと思つておりますけれども、その辺については御本人、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 官房長を指名しての御質問に代理としての私がお答えするのは本来筋が違ふのかもしれないが、私は武蔵官房長に次のようなことを指示いたしております。

これは、本日正式に事務次官の辞任を許可し新任の次官を発令いたしました際、同道した官房長に新次官を置いて改めて申し述べたこととありますが、君の責任はただ単にやめれば済むというたものでは、全力を挙げてもう一度調べ直して。そして、それは現在金融検査部、銀行局、主計局等、金融関連部局に過去にさかのぼって在籍した者全員を対象にして調査をするはずであります。その調査をできるだけ早く、しかも強制捜査力を持たない大蔵省の官房長の立場でできる限りの調査をしろ。そして、その調査の結果に對してそれぞれの関連する責任者はその処分をみずから行え、君自身もその一人だと。

同時に、現に逮捕され被疑者となつております者が現在二名あるわけであり。当然ながら、その捜査の一定の段階においてこれは司法上の手続が踏まれると存じますが、そのときにその容疑内容というものが明らかにするべきであります。そうしたものをきちんと見た上でみずから判断をするべきことは、私はそう指示をいたしました。官房長は全力を挙げて今この調査に当たつております。

今、武蔵官房長が負うております責任はただ単にみずから辞任するといったものではないと私は思いますので、あえて今、大臣としての立場で官房長に指示をいたしましたことを委員会に御披露申し上げ、大蔵省自身がみずからの恥をそぐだけの時間とチャンスを与えてやっていたのだと思います。官房長は私は真剣に調査をすると思つておりますので、これはどうぞ官房長が辞任してしまえばそれで終わりだというふうなものではないと我々はこの事態を受けとめているということだけは御理解をいただきたいと存じます。

○笠井亮君 私は、この問題を取り上げさせていだきましたのは、現に一月十九日の答弁で国会

が欺かれたということがありまして、そういう事態の中でそういう答弁をされた官房長に指示をされて調べると言われても、また本場に事実がそれとわかるのか、また中途半端なことをやっていると指示をなされたけれども結果的には欺かれることになるんじゃないか、そして国民が、先ほど総理は裏切られるということがなりかねないことのないようにと言われましてけれども、そういうことになるんじゃないかと思うからこそこの一月十九日の答弁の重み、そして官房長の責任の問題を強く言わせていただいたわけであり。私はそういう問題としてこの問題があるんだというのを強く申し上げまして、時間になりましたので終わります。

○星野朋市君 私は質問の前に一言申し上げたいことがございます。議連の席上で我が党の議員が、これほど重要な法案が一日で、つまりきょうの午前中の本会議で趣旨説明が行われ、そこで代表質問が行われ、その午後には委員会に付託されて、そこでまた趣旨説明が行われ、質疑が行われ採決が行われ、その日のうちの本会議で採決されるというふうな、そんな法案が今までにないかという調査をさせました。現在のところ、その前例はないということであり。そのぐらゐこの法案は緊急を要したものであらうと思つております。

後で私は御質問いたしますけれども、先ほど久保議員の御質問に主税局長が、時間がなくて四百万人の徴収者のためにこういう定額方式をとつた、こういうお答えがございましたけれども、後で詳しく御質問しますからそのときお答え願ひたいんですが、それでこの効果というのはよく考えたのか、こういうことになりかねません。それで、これは再三お聞きして恐縮なんですけれども、十月九日、村岡官房長、尾身経済企画庁長官、加藤幹事長、山崎政調会長の会談で赤字国債の発行に伴う所得税減税は額の多少にかかわらずできないと。それから、十三日の衆議院予算

第五部 財政・金融委員会会議録第一号 平成十年一月三十日 【参議院】

委員会で社民党の上原康助議員の所得税減税の要求に對しまして橋本総理は、所得税減税をする大きな財源を持つていない、赤字国債の発行はあつてはならないと。同月二十日、衆議院の財政構造改革委員会が我が党の野田毅議員が、日本経済はまだ重病だが消費税率引き上げや特別減税打ち切りで治りかけた病人に水をかけ肺炎を起させた、これは政策不況だ、この主張に對しまして三塚大蔵大臣が、財政構造改革の原点は赤字国債依存体質からの脱却、それを期すと日本経済はつづれるとまで言い切つております。

こういういわゆる時系列的なお話をすると、総理はそこの中に欠けている部分がある、自分がカナダへ行ったこと、それからASEANへ行ったこと、その部分が抜けているというふうに分かつたところ、その部分の強意、そういうものがどういう形で生まれたのか、改めてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは御質問をいただいて確認をしてはいけないうものかもしれないが、今その強い意思と言われましたのは財政構造改革というものの對する意思ということでございます。

○星野朋市君 減税をここで打ち出したことと○国務大臣(橋本龍太郎君) 今一瞬ちよつとそこ

たこと、まさにその影響というものを考え決断いたしました。

○星野朋市君 それでは、大蔵省にお聞きいたします。先ほど久保議員からも御質問がございましたけれども、今度の減税は一般庶民レベルで考えると、これは平成九年度の減税であるというふうにとれがちなんですね。とれがちなんでしょう。それで、今、普通に世論調査をしたら、だれも正確にこれが平成十年度分の減税だと答えられる人は私は非常に少ないと思ひます。

そうすると、この減税額の年度帰属といふますか、国税で見ますと、大蔵省の見積もりでは平成九年度の方が九千七百九十億、十年四月以降、平成十年度では四千二百四十億、今年度分の方が倍くらい多いわけですよ。そうすると、これは財政構造改革法との整合性はどうか、財政構造改革法に抵触するんじゃないかという疑念がどうしても出てくるを得ないんです。

それからもう一つは、先ほど触れましたけれども、総理が決定してこれを指令して、実際の行為が行われる間が非常に短いから徴収者のことを考へて定額でやりましたと。そうすると、これは経済効果というのは二の次じゃないか、手間の方だけ考へて経済効果は二の次じゃないか、そういう疑念が出てくるんですけれども、その二点についてお答えください。

○政府委員(薄井信明君) 二つの御質問がございました。最初のお話は、御指摘のとおり、二兆円のうちの国の分が大体一兆四千億、地方の分が六千億で、両方で二兆円です。この国の分、一兆四千億のうちの一兆近くが御指摘のように九年度でございます。財政構造改革法の求めている要件からすると、九年度にこれだけの金額があるがゆえに、むしろ法的にはパスしているという理解でございます。それからもう一つのポイントですが、先ほど御答弁申し上げましたように、経済対策、景氣刺激

ということからすれば今回の定額方式はプラスである。これはどなたもお認めいただける手法なんです。ところが、税負担全体を考えたときにはむしろ定率法の方が平均的にみんないくのでいいわけです。

したがって、一長一短があるんですけども、定額法をとった、このことが経済効果はマイナスかというところではないと、プラスであるということでございます。

○星野朋市君 大蔵省の見解は確かにそうかも知れませんが、けれども、経済効果という面から見ると、果たしてそれが正しいのかどうか。

先ほど牛嶋議員も、今、消費構造は変わっている、こういうお話をされました。具体的に言いますと、物は売れなくても旅行とかそういう面に費やされたというのは、去年の秋まではそれとおりだったんですね。ところが、去年の暮れからことしにかけてそのままで変わってしまった、こういうような実態もあります。そうすると、私はどうしても、手間の方だけ考えて、経済効果というのは考えたのかというのは本当にまだ疑問に思っているんです。

そういうことは大蔵省が、これから本格的な来年度予算の審議に入るわけですから、税収の見積もりというのをどういうふうに見ているのか、やはり昔のように中期計画を立てて経済成長率掛ける弾性率・一というように形で税収の見積もりをしているとすれば大幅な税収減が生ずると思うんですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(薄井信明君) 税収の見積もりにつきましては、まず九年度の税収を見積もらせていただきます。補正予算の歳入の項目に計上させていただきます。これは、委員御指摘のように、当初予算で考えたよりも減額をせざるを得なかった。この減額をした補正予算上の税収をもとに各税目ごとに積み上げ計算、あるいは今御指摘のようなマクロの数字も使っていて、できる限りの正しい数字を求めて十年度予算に計上させていただきます。

ただいておりまして、単にマクロだけで弾性値一本あるいは成長率一本で推計することはやっております。

○星野朋市君 時間がございませぬのでまたこの委員会でも改めて御質問をしたいと思いますけれども、きょうの段階で私どもはこの特別減税が今のような状態ではこれはばらまきの予算であるというところを主張してまいりました。

実は、きょうの昼のテレビでアメリカのルービン財務長官、それからパーシエフスキー通商代表部の代表、総理もよく御存じだと思っておりますが、日本の景気対策はまだ不十分であると。アメリカというのは自分のところが正義であって人にやらせろと口を出すという欠陥があるんですけども、彼らの心情というのは、これで日本を含んだアジアの経済・通貨が失速をしましてたら多分アメリカにもその影響が及ぶであろう、そういう心配もあるのではないかと私は推測しておるんですが、どうかこの減税が制度的なものになって景気対策として本当の成果を発揮できるように要望して、総理の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今まで申し上げてまいりました考え方を私は変える御答弁をいたす状況にはございませぬ。すなわち、今後ともこれを引き続かなければならないような状態から早く脱したい、そういう趣旨のことを申し上げてまいりました。

そして、今、議員から特定国の特定人の発言を引用されましたけれども、発言に對し発言をし返して、打ち返し合戦になることは私は決していいことではないと思っておりますので、これに對する論評は控えたいと思っております。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 改革クラブの菅川健二です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、今回の大蔵省の一連の不祥事につきまして、いろいろ御議論されておりますように、私も早急に公務員倫理法の制定を急ぐべきだということに思っております。

あわせて、これを契機といたしまして、大蔵省というのは明治以来百三千年間ほとんど無傷で、例えば内務省などは戦後散り散りばらばらに解体になったわけでございますが、今日まで権限をどんどん広げてきて大変なモンスターのような巨人になってきたわけでございます。

したがって、この際大蔵省の構造改革を断行すべきではないかと思っております。財政と金融行政の完全分離、国税庁の分離・独立を図りまして、財政、そして金融、徴税の三分割によつてより効率的な行政体制をとるべきではないかと思っております。総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 提起をされました問題、まず第一点は財政と金融の分離という点でございます。この点につきましては、先般与党三党の間におきまして議論が尽くされました結果を合意として取りまとめをいたし、その合意を目的として基本法案の中に盛り込むべく作業をいたしておりますのでございませぬ。

そして、私はどう申し上げればいいのか大変お答えの仕方が難しいわけですが、政府が中央省庁の再編というものを、地方分権を進め、規制緩和を進め、結果としてスリムになっていく中央省庁全体の再編という中で新たな将来像を描きました中におきまして行政改革会議最終報告というものを取りまとめました。

これを受け、今これを最大限に尊重し、これに基づいて基本法を取りまとめ、国会に御審議を願おうとしております。今日、この行政改革会議の報告、これを受けまして取りまとめます基本法案の中に政府として申し上げるべき点を全部挿入、そのためには行政改革会議の報告を法律に、条文にできるものはそのまゝに取り入れて立法化する、そのような立場にあろうかと存じます。

○菅川健二君 私は、この事件を契機として、再度大蔵省の改革について見直しするべきではないかということをお願いしておきたいと思っております。次に、今回の提案されておる二兆円減税に関連

するわけでございますが、午前中の本会議におきまして、かつての同僚の今泉議員、それから益田議員からも御発言があったわけでございます。総理を目前にしてまことに恐縮でございますが、大蔵省の玉になつて國政を担当しておられるわけでございますが、この一年余りの経済政策を振り返りますと、失敗の連続であつたのではないかと今思ふに思つております。

この経過につきましては午前中以來話があるわけでございますが、若干私なりに整理いたしますと、まず本年度の予算編成の段階におきまして経済予測の前提となる景気判断を誤つたことが事の起りではないかと思つております。ようやくバブルの後遺症から立ち上がつて立ち直ろうとした病み上がりで日本経済に對して、健康な体に立ち直つたと誤診したことからは始まつたのではないかと今思つております。

この誤診に基づきまして、体力のあるうちに肥満體質をスリム化するというところで九兆円もの削減を飲ませ、さらに財政構造改革法や公共事業の削減等の新たな劇薬を次々と飲ませ続けられたわけが、増殖していったにもかかわらず、単に往專処理で六千八百五十億円をかけたということでは治療できたとしてこの問題を放置してきたのではないかと今思つております。この結果、食事のものが通らないほど体力は消耗して、血液のがんに次々と転移し、日本経済は瀕死の重体に陥つたわけでございます。

橋本総理も年末になつてやつと東南アジアに行かれて、今回の二兆円の減税を初め一兆五千億のゼロ国債の発行と次々に栄養剤を打ちまして、また三十兆円に上る血液のがんの撲滅に向けて応急処置を準備されたわけでございます。

しかしながら、この容体が瀕死の重体になつた経済というものが快方に向かうかどうか、必ずしも予断を許さないのではないかと今思つております。日本経済の現状、それから処方せん

に

に

つきまして橋本総理の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣 橋本龍太郎君 さまざまな角度から御批判をいただきましたけれども、あえて私は議員に論争を挑むのではございません。

今まさに私どもは状況を厳しく見ながら、そのために特別減税の御審議も、先ほど星野議員から御指摘がありましたように、参議院においては大変異例な御審議をお願いする結果になりました。しかし、その結果として、二月に入りますと減税が成立を参議院で認めていただきますならばお届けができるという状態になりました、私はこれは院に対してお礼を申し上げたい気持ちであります。

また、先刻来も大変この効果という点からの御議論をいただきましたが、私は十年度予算、あるいは引き続き御議論をいただくことになるであろう十年度の政策減税、あるいは金融システム安定化のための三十兆円、それぞれの効果が総合し相乗効果を上げますように、一日も早く国会の御承認を得てこれが実行に移せることが一番大切なことだと考えております。

なぜなら、既にこうした施策にさまざまな御議論がありながらこれを市場が織り込んでいく、市場が織り込んでおきますものが期待どおりに市場の手に届きませんときにそれがまたどのような状況を生むかということを考えましたとき、ぜひともこうしたそれぞれの財政・金融等の措置に対する御審議、できるだけ早くお願いを申し上げたいという気持ちで私はいっばいでありました。

そして、こうした措置をとりまことにによって私は経済の先行きに対する不透明感というものが払拭されていきますことも大事なことだと思ひます。

また、本日に金融情勢が不安定になりました幾つかのアジアの国におきましてIMFとの間の構造調整に対する話し合いがまとまれ、これに基づきましてそれぞれの支援が動き始め、我が国もそのIMFそのものの資金拠出と同時に二線準備

の一部を既に動かしサポートに回っておりますが、これが一日も早く安定いたしますことを私は非常に大きな要素として見ております。

それだけに、こうした面での努力も一方で払ってまいりますが、そうしたものが相まってよき結論に到達できますように院の御協力を心からお願い申し上げます。

○菅川健二君 これからの経済政策につきましては全力を注いでいきたいということはまことに同感でございますが、これまでの景気判断を誤り、処方せんを間違つて政策不況をもたらした、国民生活を不安に陥れた、そういったきちんとした責任はとっていただきたいと思うわけでござい

ます。

経済状況につきまして、早期発見、適正診断と処方せんをもとに早期治療をしておれば三十兆円にも及ぶ財政支出は必要がなく、最小限のコストで経済が立ち直ったのではないかと思うわけでございしますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 世の中に歴史から教訓を学べというところわざと歴史の中からは禁物という二つの言い方がございします。私はそれはそれぞれに意味を持つことだと思ひます。

そして、私どもそのときときに最善を尽くしてまいっておるつもりであります。例えばバブルの発生からその崩壊に至り今日に至るプロセスの中で、常に政府は正しかったと申し上げるような思い上がったつもりはございません。そうした中におきまして今後最善を尽くしてまいりたいと思ひます。

○菅川健二君 減税につきましても、さきの通常国会におきまして新進党が主張してまいりましたように、二兆円の特別減税の継続をその時点で行つておればそれ相応の効果があつたと思うわけでござい

ますが、消費不況というものの病状が現状のようには大変悪化した状況におきましては、二兆円の減税というのは余りにも遅過ぎ、この額では焼け石に水でございまして、ほとんど効果がないと思うわけでございします。ただ、ゼロより若干まし

なということではないかと思うわけでございします。

我々としては、所得税、法人税等を合わせまして六兆円規模の思い切つた減税を恒久減税として制度化すべきことを主張して、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終了したものと認めます。

本案の修正について笠井亮君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。笠井亮君。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する我が党修正案の理由を御説明いたします。

今日、日本経済は長い不況のトンネルの中にあり、そこからの出口がまだ見えてこない深刻な状況にあります。景気回復に水をかけ、これをおくらせた最大の原因が、九七年度予算で政府がとつた所得減税打ち切り、消費増税などによる九兆円の国民負担増にあることは明らかであります。

不況のトンネルから抜け出し、景気の早期回復を図るには、国内総生産の六割を占める消費需要をふやすことが真つ先に求められます。政府提案の減税法案は、九兆円の国民負担増に対して二兆円の減税というものであり、余りにも遅く、余りにも小さいと言わねばなりません。

しかも、政府案は単年度限りの措置であり、来年になるとこれが打ち切り、その分ごとしに比べると増税となるというものであります。これでは国民は、減税だからといって、うっかり財布のひもを緩めることもできません。

我が党は、今日の不況打開のために、政府の国民負担増路線を根本的に改め、消費税を少なくとも三%に戻すこと、特別減税を恒久化すること、社会保障改悪計画を中止することを求めています。

本修正案は、このうち所得減税について、政府

案の平成十年分所得減税を平成十一年分以降、当分の間継続して実施することを求める内容となっております。これは最小限の要求であり、かつ現実的な提案であると確信しております。

各党各会派が御賛同くださることを期待して、提案の説明といたします。

○委員長(石川弘君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、平成十年分所得税の特別減税法案に反対、修正案に賛成の討論を行います。

本法案は、今年度予算で政府が行つた消費税の引き上げ、特別減税の打ち切り等による九兆円の国民負担増に対してわずか二兆円、しかも単年度限りの所得減税を内容としています。これでは消費拡大への効果も限られ、不況打開にはつながら

ません。

今日の深刻な不況打開のため、私は、特別減税を継続するとともに、消費税率を三%へ引き下げ

るなど、九兆円の国民負担増をもとに戻すことこそ必要であることを主張し、討論といたします。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について採決に入ります。

まず、笠井君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 少数と認めます。よつて、笠井君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

〔参照〕

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する修正案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

(平成十一年分以後の各年分の所得税の特別減税の実施)

第五条 国は、平成十一年分以後の各年分の所得税について、当分の間この法律による特別減税と同様の特別減税を実施するため、必要な措置を講ずるものとする。

一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十

三)第一条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成十年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第百六十五条の規定、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第三

条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五第四項後段、第十条、第十条の二第三項及び

第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六第四項、第

二十五条、第二十八条の四、第二十八条の五、第二章第四節第一款から第八款まで、第三十七

条の十、第三十七条の十二、第三十七

条の十三、第三十九条、第四十条の二第二

項、第二章第五節、第四十一条の七第二項、

第四十一条の十四、第四十一条の七並びに

第四十一条の十七の規定、租税特別措置法の

一部を改正する法律(平成五年法律第六十八

号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部

を改正する法律(平成六年法律第二十一号)

附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を

改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則

第十二条、第十七条及び第十八条の規定、租

税特別措置法の一部を改正する法律(平成八

年法律第七十七号)附則第八条の規定、租税特

別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の

一部を改正する法律(平成九年法律第二十二

号)附則第三条、第十条、第二十四条及び第二

十五号の規定、災害被害者に対する租税の

減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二

年法律第七十五号)第二条の規定、阪神・

淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の

臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一

号)第一条から第十四条まで及び第十六条

の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法

(昭和四十四年法律第七十九号)第十五条の規

定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第

三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。

五 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四

号に規定する扶養親族をいう。

六 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十

七号に規定する確定申告書(当該確定申告書

に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号)第十九条第三項に規定する修正申告書

を含む)をいう。

七 給与等 所得税法第百八十三条第一項に規

定する給与等をいう。

八 公的年金等 所得税法第二百三条の二に規

定する公的年金等をいう。

掲げる居住者を除く。の平成十年分の所得税に

係る同法第百四条の規定の適用については、次

に定めるところによる。

一 所得税法第百四条第一項の規定により同項

に規定する第一期において納付すべき所得税

の額は、当該所得税の額に相当する金額(以

下この項において「控除前第一期予定納税額

という)から予定納税特別減税額を控除した

金額に相当する金額とする。この場合におい

て、当該予定納税特別減税額が当該控除前第

一期予定納税額を超えるときは、当該控除を

する金額は、当該控除前第一期予定納税額に

相当する金額とする。

二 前号の場合において、予定納税特別減税額

を控除前第一期予定納税額から控除してもな

お控除しきれない金額(以下この号において

「控除未済予定納税特別減税額」という)があ

るときは、所得税法第百四条第一項の規定に

より同項に規定する第二期(次項において「第

二期」という)において納付すべき所得税の

額は、当該所得税の額に相当する金額(以下

この号において「控除前第二期予定納税額」と

3 前二項に規定する予定納税特別減税額は、一万八千円（平成十年分の所得税に係る予定納税基準額（所得税法第百四十四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。）の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とみなす。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項各号又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第百四十四条第一項又は第百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

（居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除）
第六条 居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第百二十条第一項第三号の規定の適用については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成十年法律第 号）第三章（特別減税の額の控除）」とする。

（居住者の確定申告書の提出の特例）
第七条 居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三章（特別減税の額の控除）の規定により控除される特別減税の額の合計額」とする。

二 所得税法第百二十条第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票（当該給与所得に係る第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等のうち第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等については、当該給

与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。）」とする。

（非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等）
第八条 前三条の規定は、非居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額（所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。）及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出について準用する。

（居住者の平成十年一月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除）
第九条 平成十年二月一日において給与等の支払者から主たる給与等（所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経出した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「当初控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別減税額が当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、給与特別減税額を当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済給与特別減税額」という。）があるときは、前項の居住者が当初控除適用給与等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用給与等と等額の支払を受ける平成十年中

の主たる給与等（所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から当該控除未済給与特別減税額（当該控除未済給与特別減税額が当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしなくてもなお控除しきれない控除未済給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済給与特別減税額を、当該第二回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第三回目以降控除適用給与等」という。）につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第三回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する給与特別減税額は、一万八千円（当初控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第百八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族（政令で定めるものに限り）がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた居住者が転職をした場合における第二項の規定の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除）
第十条 居住者の平成十年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する年末調整特別減税額は、一万八千円（所得税法第百九十条第二号に掲げる税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とする。この場合において、当該金額が平成十年中に支払の確定した給与等につき同条の規定（租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十八条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）附則第十条、第二十四条若しくは第二十五条の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた所得税法第百九十条第二号に

年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第六条から第八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第三条 第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法第二百一十七條(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一

掲げる税額を超える場合には、年末調整特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二條第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第八章まで(源泉徴収)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)」とする。

(居住者の平成十年一月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一条 平成十年二月一日(政令で定める公的年金等)にあつては、政令で定める日において公的年金等の支払者から特定公的年金等(所得税法第二百三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「当初控除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用公的年金等」という。)から年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別減税額が当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、年金特別減税額を当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済年金特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受け

る平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)に係る控除前源泉徴収税額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等特別減税額」という。)から当該控除未済年金特別減税額を当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とし、当該控除を

控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない控除未済年金特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済年金特別減税額を、当該第二回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)につき同章の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)から順次控除(それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する年金特別減税額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額